

第七十一回 参議院商工委員会會議録第十三号

(二九五)

昭和四十八年六月二十一日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

六月十五日

辞任

木島 義夫君

黒柳 明君

六月十六日

辞任

小野 明君

六月二十日

辞任

林田 悠紀夫君

村田 秀三君

補欠選任

安田 隆明君

峯山 昭範君

補欠選任

村田 秀三君

補欠選任

片山 正英君

小野 明君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐田 一郎君

劔木 亨弘君

若林 正武君

阿具根 登君

藤井 恒男君

植木 光教君

大谷 藤之助君

片山 正英君

川上 為治君

細川 護熙君

安田 隆明君

小野 明君

大矢 正君

藤田 進君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

国務大臣

(環境庁長官)

通商産業大臣

厚生省業務局長

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房長

通商産業省公署

保安局長

通商産業省化学

工業局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

中小企業庁計画

部長

中小企業庁指導

部長

常任委員会専門

員

事務局側

説明員

科学技術庁原子

力局長

環境庁企画調整

局審議官

環境庁水質保全

局水質規制課長

厚生省環境衛生

局食品衛生課長

水産庁漁場保全

課長

佐野 進君

三木 武夫君

中曾根康弘君

松下 康蔵君

和田 敏信君

濃野 滋君

青木 慎三君

齋藤 太一君

森口 清君

入郎君

原山 義史君

生田 豊朗君

菊地 拓君

倉本 昌昭君

橋本 道夫君

太田 耕二君

三浦 大助君

前田 優君

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

案(内閣提出)

○中小小売商業振興法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に

対する臨時措置に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、木島義夫君及び黒柳明君が委員を

辞任され、その補欠として安田隆明君及び峯山昭

範君が選任されました。

また、昨二十日、林田悠紀夫君が委員を辞任さ

れ、その補欠として片山正英君が選任されまし

た。

○委員長(佐田一郎君) この際、おはかりいたし

ます。

大谷藤之助君から、文書をもって、都合により

理事を辞任したい旨の申し出がございました。こ

れを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

つきましては、この際、理事の補欠選任を行な

いたいと存じますが、理事の選任につきまして

は、先例により、委員長の指名に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に劔木亨弘君を指名いたしま

す。

○委員長(佐田一郎君) それでは次に、化学物質

の審査及び製造等の規制に関する法律案を議題と

し、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○藤田進君 やがて環境庁長官も御出席いただく

ようでございますから、見えましたら、時間の都

合でそのほうに切りかえさせていただきます。

先般、質問をいたしました、大半は問題がまだ

究明されず残っておりますが、本日、理事会の模

様を承りますと、きょうじゅうにできれば質疑を

終了したいとの意向のようでございますから、こ

れに協力したいと思っております。

そこで、先日、各省庁にわたる、主として通産

省についての質問の通告をしておきましたが、こ

の点もしそちらで整理ができてお答えができれば、

私のほうから反復しないで、指摘申し上げまし

た諸点について一とおりの御答弁をまず承って

議事の促進に供したいと、かように思います。

○政府委員(齋藤太一君) それでは、藤田先生か

ら前に御質問の御通告をいただいておりますので、

それに即しまして御説明を申し上げたいと存

じます。

まず、今後の新規に開発されます化学物質は年

間どれぐらいになるかという点でございますけれ

ども、従来は、大体内閣国産が七十件から百件、

輸入が三十件から五十件ぐらいでございまして、

年間百件ないし百五十件新たな化学物質というの

が毎年生まれておったのでございますが、本法が

施行になりますと少しそのスピードが落ちまし

て、年間国産で三十から五十件、輸入は二十から

三十件、合計五十ないし八十件ぐらいの件数に

なっていくのではないかと、かように考えておりま

す。

こういった年間の開発されます新しい化学物質が全部事前に届け出がございまして、その安全性を審査することになるわけでございますけれども、その試験の方法といたしまして、一つは分解性の試験といたしまして、活性汚泥を使いまして分解性の試験をいたします。それから蓄積性の試験につきましては、魚を使いまして、化学物質を混ぜました水の中でその魚を培養いたしまして、その魚の中の蓄積度を見る、こういうことによりましてまず試験をいたし、その結果、蓄積性が高く分解性が悪い、こういう場合には毒性試験に進む、こういうことになるわけでございます。

この審査にどのぐらいの期間を要し、どういった機関でそれを行なうか、こういう点でございますけれども、まず、試験につきましては大体蓄積性、分解性の試験を行ないますのに二カ月ぐらい要するかと考えております。さらに毒性試験にまいりますと、一年ないし二年を要するのではないかと思います。

この試験をどこでやらせるかということでございますが、これは財団法人化学検査協会という機関、原則としてその機関に試験をさせまして、そのデータを化学品審議会の専門家であります審査の分科会にかけまして、その審議会の意見を聞きまして、通産大臣と厚生大臣が判定をする、こういうふうな段取りになってまいります。

審議会の構成でございますけれども、大体、医学、化学等の各分野の専門家並びに言論界、業界、需要者、消費者と、こういった各界の代表をもつて構成をいたしたいと、かように考えておりますが、ただ、安全性の判定に關します分科会につきましては、専門の学者だけで構成をいたしたいと、かように考えております。

なお、現在でございます軽工業生産技術審議会はどうかという点でございますが、化学品審議会に機構がえをいたしますと、非常にその審議事項が多くなりますので、従来ございました軽工業生産技術審議会の雑貨部門、土木、建築材料関係の審議につきましては、通産省の現在でございます産業

構造審議会のほうにその仕事を移しまして、化学品審議会にもつばら本法の施行に關します問題、そのほか化学品に關します重要事項を審議する、こういうふうにいたしたいと考えております。

それから、この法律で難分解性、蓄積性、それから毒性があるということで、特定化学物質ということになりまして、製造、使用につきまして各種の規制がかかってくるわけでございますけれども、どういふものが特定化学物質として考えられるかという点につきましては、ただいまのところPCBを指定の第一号として予定をいたしております。そのほかのものについては、まあ要する注意と申しますか、特に念を入れてこれから審査する必要があるかと考えておりますのは、塩素系の、あるいはハロゲン系の多環化学物質、つまりベンゼン核がたぐさんついておられますような、しかも塩素、臭素、弗素と申しますようなハロゲン化合物、この系統がこれから審査に念を入れる必要のある一つのグループかと存じます。もう一つは重金属の化合物でございます。水銀化合物、あるいはカドミウム化合物、こういったものにつきましては十分な審査が必要かと、かように考えております。

それから、この特定化学物質を規制するにつきまして、製造面でもいろいろ規制がかかってくるかという点でございますが、製造そのものが許可制になります。同時に、製造の設備の基準というものをこの法律によつてきめまして、その設備の基準に即して漏洩しないよう製造を行なわなければならないということになっております。基準にはずれております場合は、改善命令といったようなものをつけることにいたしております。

特定化学物質になりました場合に、どういふものが使用を許可され、どういふものが許可されないかと、こういった第十四条の關係でございますが、その点は、この特定化学物質になります、いわば人の健康を害する物質でございますので、私どもとしては原則として使用は認めないよう

に、つまり製造も認めない、こういう姿勢で臨みたいというふうに考えております。ただ、ほかに代替品がなくて、その機能から申しましてどうしても必要なものであるということございまして、しかもその使われ方が閉鎖系でございまして、使用中に漏洩するおそれがない、しかも回収が確実に無害化処理ができる、こういう用途がございします場合には、非常に限られた形で、使用の届け出制をしなから使用を認めるというふうな法律の構成にはいたしておりますけれども、ただいま申し上げましたように、原則として特定化学物質になった場合にはその製造使用を認めない、という方針で臨んでまいりたいというふうに考えております。

それから輸入の制限の關係では、十三条の關係でございますが、「政令で定める製品で特定化学物質が使用されているものを輸入してはならない」、こういうふうな条文を置いてあります。特定化学物質あるいはその製品につきましては、国内で生産されるものにつきましては、政令で定める用途以外は一切使わせないことになりまして、輸入につきましては、特定化学物質の自体の輸入は許可制にかかるとございしますけれども、これを使つておられます製品につきましては、特定化学物質が中におさまられておる製品であります場合は、外からなかなか特定化学物質が入つておるかどうかの見きわめが困難でございします。したがって、あらゆる輸入物質につきまして特定化学物質がその中に入つておるかどうかを一々輸入業者にチェックさせて、違反があれば罰すると、こういう法規制の形をとります。これは、非常に過剰防衛になりまして、実際上むずかしい面がございします。特定化学物質が使われている情報なり外国のニュース等を調べて、たとえばPCBで申しますならば、トランス、コンデンサーに主として使われるとか、あるいは感圧紙に使われるとか、そういう用途がわかりました場合に、そういう用途に即しまして品物を指定をい

たします。そうすると、指定をされました製品につきましてはそれは輸入してはいけない、というふうなことになりますので、その製品の中に特定化学物質が入つておるかどうかは、輸入業者が自分でチェックをして判断をする、もし違反があれば罰則が適用になる、こういうふうな法律の構成をとっております。

それから既存化学物質の試験でございますけれども、現在既存化学物質は、この法律の公布日で大体七千種類くらいあるというふうに私ども判断いたしております。これにつきまして、国の費用でもって今後なるべく短期間に一わたり安全性の審査を終わりたいというふうに考えておりますが、非常に大量に生産されておるもの、それから要注目されるような品目類、こういうものを先に取り上げまして、順次数年の間にこの七千品目の審査を終わりたいと、かように考えております。

概略、御説明を終わります。
○藤田進君 局長の答弁途中ではございしますが、三木環境庁長官、特に忙しいところを御出席を要請いたしましたところ、短時間ではあります御出席いただきましたところ、環境庁長官に質疑申し上げ、引き続きいま局長の答弁の残りはお願いいたします、かように思います。

そこで、環境庁長官にお伺いいたしますが、本委員会は、ただいま化学物質についての新しい法制定について取り組んでいるところでございします。御承知のように、いまやPCBの新しい汚染、これが魚介類を通じて人体へと、問題になっていることは御承知のとおりであります。これらのいわば汚染に対して、今回、水銀等汚染対策推進会議、これを環境庁長官主宰のもとに設置せられたのでございしますが、これを見ますと、経過からすればPCBは何かこう軽く、当初の案にはなかったようなことも経過もうかがえるわけでございますが、すでに問題になっております水銀その他のいわゆる有機水銀系、これらについては問題でございますが、あわせてPCB関係等を推進

会議の課題にせられたように思います。

ところで、いろいろ現在提案されております法案について検討を進めてみますと、化学物質の審査及び製造等の規制に関するこの法案につきましても、そのうちが、あまりにもこの法案だけでは通産大臣、環境庁長官、厚生大臣等々名前が出てきて、窓口が非常に複雑になっております。今度の推進会議を見ますと、これもどうも有力国務大臣ではございませうが、しかし、あとは局長クラスを主として構成されていて、今日わが国の議会政治、政党政治等から見て、何といつてももう総理大臣がうんと言わなきやどうにもならないというのが現状じゃないでしょうか。きのう公害対策特別委員会でも申し上げたことが、時間がなかったのですが、どうも環境庁は代々、時の内閣の国民に対する接触面としては、当たりさわりのいいことはいへん大石さんも言ってきたし、その面で非常な期待を国民はいたしました。その成果がほとんどあがってないのです。あがってないからこういうことになった。景色をこわすとか、そういうもの等のほかにもっと緊急なものが実はこういうふうになってしまっております。

そこで、いかがでしょうか、推進会議、いまとつさにどうにもなりません。早急にもっと有力な法制上の根拠を持ち、これはもう今日の法の構成からいえば、私的委員会とかそういうものは本来とるべきでないシステムになっているんです。したがって、環境庁であればそれでもけっこうですが、もっと一元化した――当面する汚染源をまずなくすること、すでに汚染されている当面する問題と、これを今後どう復元していくかという、大きくは三段階の問題があると思ふんです。とするならば、第一回会合の内容はあとでお伺いしますが、これだけ見ても相当な問題ですけれども、もっと行政の一元化と法制に根拠を持った対策、機構をお持ちになるべきではないでしょうか。正力さんのときに科学技術会議なんて、総理大臣も引っぱり出してございましたが、これは実際には効果がなかったように私は思ひま

す。しかし、これは当面しておる国民的問題ですから、その辺の行政、窓口を含めたかまえて、取り組みというもののについても強化してもらいたいし、これは成果を早く有効に生み出すための私の希望でございませうが、いかがでございませうか。

○国務大臣(三木武夫君) 御承知のように、現在の行政機構が各省に分かれて、そういうセクショナリズムの弊害というものがいろいろの場合に出てくる。しかし、さりとて公害問題の場合でも、いろいろ事業なら事業の所管官庁としては通産省がありますし、また、漁業の問題といえは農林省がありますし、だから公害行政を一元化するということはこれは不可能に近い。そこで、どうしても推進会議のような会議体で、そこで各省間のばらばらになっておる行政を一元的に運営していくというところが現実的な方法だと思ふんです。

だから先般は、あの推進会議のときに集まった者は局長でありましたけれども、必要があれば閣僚の会議もいたすわけでありませう。具体的に問題をきめたいと思つたので局長の会議にしたのでありますけれども、しかし、いろいろな方針をきめる場合には閣僚の会議をしなければならぬし、しかも、まあ私がこの会議の終始議長としての責任をとつたわけでありませうから、今後各省にまたがるような行政面のことについては各省が緊密な連絡をとらなければならぬが、責任はやっぱり一元的に環境庁長官が持つべきである、そういうことでこの推進会議も運営をしたわけでありませうが、今後ともそういう形で運営をしていきたい。藤田委員の御指摘のような、ばらばらで何かまとまりがつかないような従来の会議に反省を加えて、いま言つたような形で環境庁の長官が議長としての責任をとる、きめたことに對してはこれを實現をはかるために推進もしていくし、そういう形ではいまの分かれておる公害行政を事実の上において一元化するように運営をしたい、こういうやり方がいまの行政機構の中からきわめて一番現実的ではないかと、こういうふうに考へておる次第でございませう。

○藤田進君 名称は対策推進会議ですが、この内容は、今日まで発表された限りでは、各関係省庁がそれぞれ対策を樹立する、この会議ではなくて、その樹立された対策を相互に調整をはかつていく、その対策、きまつたものを推していく、推進するのだと、対策機関ではないのだと、こう見ると、いかにでございませうか。

○国務大臣(三木武夫君) これはやはりこの場合に、きまつたものといひますけれども、それは会議の中で一体どういふ問題をいま早急に解決せなければならぬかということも相談をするわけでありませうから、対策について協議をし、そこできめられたものを推進の責任をとつていくというので推進会議の役割りでございませうから、対策もそこで協議をするのであるということでございます。

○藤田進君 そうすると、かりにヘドロ処理とか、あるいは各種の調査の実施についてのプロセスタカ、あるいは予算、これはかなり膨大な予算を伴うと思ひますが、これらは環境庁長官が主宰するこの会議、もちろんメンバーは案を持ち寄るのでしょうけれども、ここが最終的には調整をはかつて結論を出して、そうして、この結論については内閣全体がこれに従う、大蔵省も予算についてはとやかく言わないと、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(三木武夫君) そのように理解してくださつてけっこうでございます。

○藤田進君 時間がないうでございませうが、そこで、たとすれば、いま第一回会議で出ておりますものだけ見て私はいろいろ問題があると思ひます。たとえば監視体制の強化、これは海上保安庁などが監視体制の中心、強化をはかるとなつておりますが、もう海上保安庁の段階ではおそいものじゃないでしょうか。工場、いわゆる汚染源そのものが、これは通産大臣の所管でよろから、工場をその時点で押えていかなければならぬと、工場の、いずれにしてもこういう強化、それからヘド

ロの問題、あるいはまたこれに関連する下水道浄化諸施設等々を見ますと、第一回の御指摘の点十項目、これらについてこまかく聞きたいのですが、時間がないうでございませうから、幾らかかりませうか、これで。

〔委員長退席、理事木村孝弘君着席〕

○国務大臣(三木武夫君) この中で予算的な措置をいまずに伴いますのは、漁業に対するつなぎ資金ということと、それと健康調査、環境調査といふものは、これは大きな金額にはならぬわけでありませうが、この点については大蔵省も、この会議できめた予算は支出をするということでありませうから、さしたあたりは健康調査、環境調査、漁業のつなぎ資金と、大きな金額にはならない予定でございませう。

○藤田進君 もう一点だけ。かなりの金額にならないとすれば、これは全く問題じゃないでしょうか。そこでこの機関以外に閣僚の協議会、閣僚の会議を用意しておられることがいま御答弁にありましたが、これは閣僚ではなくて――閣僚はもう恒例、見ましても、能率だけがあがつておりますけれども、内容はなかなか問題があるようで、この閣僚会議はどういう機構でどういふ運営が考えられておられるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(三木武夫君) この推進会議でいろんな対策も協議して、そして現在の実務的な結論を出すわけですが、大きな方針に關係するようなことは――この会議体のメンバーといふものは公害問題に關係をする会議でありますから、必要に応じて閣僚会議を開催をして、そして大きな方針はきめるような必要が起つたときには、閣僚のレベルでの会議を開きたいということ、この会議と関連は持ちますけれども、しかし、それは必要に応じて大きな方針をきめなやならぬ場合に閣僚会議を開くという考え方でございませう。

○藤田進君 齋藤局長のいままでの御答弁でございませうが、かなり私もその所論に對する異なつた意見――あるいはもっと詳しく聞きたい点はございませうが、なお質問を通告いたしました自余の

重要な諸点について、続いて御答弁をいただきましたと思います。

○政府委員(齋藤太一君) 次に、第二十二条の關係の特定化学物質の指定に伴います措置命令でございます。新規にこれからつくられます化学物質は全部事前に、製造前に審査いたしますので、特定化学物質という指定がありません場合に、そういったものがすでに出ておるといふことは考えられないわけでございますけれども、既存の流通を現在いたしております物質につきましては、これを本法施行後安全審査をいたしましたときに、特定化学物質に該当するということで指定をいたすことになりました場合は、すでに出ておるものをどうするかという問題がございます。で、それが少量でございます場合には、あるいは回収の必要がない場合もあるかとも思いますが、相当大量に回収しておきまして、これ以上の上の環境の汚染の進行を防止するためには、それを回収をしたほうがいいと、こういうふうに考えられます。あるいは、そういった特定化学物質のメーカーあるいは特定化学物質を使った製品のメーカーに對しまして、その特定化学物質なりそれを使いまして製品の回収をはかることを命ずる規定を設けております。また、製品の回収以外にまたたとえば使用製品の製品名を公表するとか、在庫を動かさないように指示をするとか、販売先を全部確認して報告しろとか、各般の所要の措置命令が出せるような条文を置いておきまして、これによりまして既存の化学物質につきましても、それが特定化学物質になりました場合の汚染の進行を極力食い止めた、かような規定を設けております。

それからもう一つは、二十三条の關係で勧告という規定を置いてございます。これは特定化学物質に指定をいたすにつきましては、先ほど申し上げましたように、一年ないし二年の毒性試験を必要といたしますが、その毒性試験のまだ完了しませんでしたら、どうも試験の中間的な結果では、相当特定化学物質になる可能性が強いというふうな

事態になりました場合、あるいは、外国ではすでに禁止措置がとられているといったような事情が判明いたしました場合には、まだ国内では特定化学物質にするほどデータが全部試験が終わっておりません場合でも、自主的にこの製造なり輸入、あるいは使用を制限するように勧告をすることができると規定を置いておきまして、これによりまして当面それ以上の汚染の進行を中止させまして、さらに試験が完了しました結果、特定化学物質としての指定をいたしました、所要のこの法律に基づく規制を行なう、こういうことになるわけでございますけれども、そこに道程での、中間的な過程でも、製造、輸入等を止めさせる勧告をする規定を設けております。

それから、審査がミスがございましたりして、化学物質を審査して、一応安全であるということとで製造を認めましたのに、これが有害物質等であつたというふうなことが判明をいたしました。いろいろ対策を講じなければならぬ、こういうことになりました場合の国、企業の責任はどうかという点でございますけれども、まず国につきましても、この法律に基づきまして、新規の化学物質等は事前審査を行ないますが、その審査につきまして過失が国側にございました場合には、国家賠償法の賠償の適用があらうかと存じます。したがって、審査につきましても、十分慎重を期しまして、さような事態がないようにいたしたいと考えます。

それから、国が審査をして、一応安全であるというところで認めたものについては、後ほどそれがそうでなくなつた場合には、企業は賠償の責任を免れるかということでございますけれども、およそ企業は、自社の製造販売いたします製品の安全性につきましては、常にそれが安全であることを確認する注意調査義務があらうかと存じます。で、その注意調査義務に懈怠があらつた場合には、たとえこの法律によりまして一応製造を認められたものでありましても、その企業としての民

法上の賠償責任を免れないものと判断いたしました。

それから、化学工業におきます無公害化のためにどういった施策をとっていくかという問題でございますが、私も考えますのに、大体三つの段階があるのじゃないかと考えております。

第一は、製造工程におきます無公害化の問題でございます。そのためには、一つはクロージングシステムをとりまして、有害物質を絶対に外に、大気あるいは排水中に排水をしない、こういった生産工程をとらせるように努力をいたしたいと考えます。さらにもう一歩進めまして、およそ有害物質が出ないような生産工程に切りかえていく、こういうことも必要かと存じます。たとえばいま問題になっております水銀電解法によりまして苛性ソーダにつきましても、現在も水質汚濁防止法の規制がかかっておりまして、排水中からは水銀を検出しないことになっておりまして、この点はいろいろの慎重な排水処理をいたしております。監督をいたしておられます都道府県の立ち入り検査によりましても、違反は現在には判明するようないないと思いますが、さらに念を入れます排水を外へ出さないで、水銀工程に使用した水は全部もう一べんもとの工程に戻しまして循環をさせる、こういった水の工程に切りかえるような指導をいたしまして、来年の九月までに苛性ソーダ工場は全部そういう工程にかえさせたいというふうに考えております。さらに抜本的な対策をいたしまして、おおよそ水銀を使わない製造工程に工場を転換をさせたいというふうに考えておきまして、これは五十年の九月をめどにいたしまして極力その転換を進めたい、かように考えております。

それから二番目が、ただいまのは工場の工程におきます無公害化の問題でございますが、次に、つくりました製品が公害を起こさない、これが二番目の問題でございます。この点が本法の主たるねらいとするところでございまして、つくられた製品が市場に回りまして使われて廃棄された場

合に環境を汚染しないように、世界にもあまりまだこういった立法例ございませんが、事前審査制というものを導入をいたしたわけでございます。

それから、三番目が廃棄物の安全の問題でございます。これにつきましては、プラスチックの廃棄物等が非常に処理が困難である等の問題がございますので、プラスチックをさらに油に還元する方策、それからプラスチックをもう一度プラスチックに変える方策、あるいはこれを完全に燃焼させまして無害化する方策、こういったものの試験、研究を進めますとともに、プラスチックの処理専門業者の設備の増強に對しまして国が債務保証資金を出しまして、そういった処理業者を多数つくりましてプラスチックの安全処理を急ぐ。それからただいまの試験、研究につきましても業界のプラスチック処理促進協会に補助金等を交付いたしまして研究をさせる、こういった施策等を講じまして廃棄物の無公害化に現在努力をいたしておるところでございます。

御説明、概略以上のおりでございます。

○藤田進君 若干答弁漏れもあるようですが、私の持ち時間の關係で、また他の委員の質疑に期待をいたしたいと思ひます。

それで通産大臣、いま局長からの答弁がございましたが、連合審査の際に環境庁長官からも指摘があつた、どうも環境庁長官としてはソーダ工業についても五十年九月ではなくてもっと短縮して、これが製造工程システムの転換ということに、隔膜法を少なくとも期待されたようにもうかがえるわけですが、通産省は、五十年九月を目途にして極力ということですが、二年と三カ月まだあるわけで、日に日に伝えられるものを見ますと、すでに徳山が基準を相当大幅に上回つた汚染状態がすでに伝えられております。

徳山から岩国へかけてチェックの体制も非常にずさんです、問題があるわけですが、これはPCB、それから徳山関係は主として徳山曹達等に見られるソーダ工業であります、その二年もこ

れを放置されるということになります。たいへんなことではないだろうかと思うのであります。これを極力というのでなくて、何とか—それは工場は困るでしょう。困りますけれども、この周辺の者、私も広島ですけれども、地元へなかなか帰れないが、いろいろ送ってくるもの、それから地元、中国新聞等がこうしてここに届けられておりますが、もうすでにやみみしたいなことで、徳山、岩国関係の魚介類が広島ないしそれ以遠に、市場に出ていて、これが問題になっております。出荷停止後出ておられますね。そういうなかなか捕足したい現状なので、汚染源だけは何とかこれは早くとどめを刺していただきたい、かように思います。岡山県もすでに水銀汚染が問題になって、いま私のところにきております。これは政府はむしろ御存じないことではないと思いますので、二年三月月と書かれて、われわれがああそうですかというわけにまいりませんので、時間もないので、しばしば立ち上がって追及いたしません、中曾根通産大臣、決意をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 地元の皆さんの御心配はごもっともなことであると思ひます。通産省といたしましては、技術的に見まして、また隔膜の材料供給等の関係も見まして、この時期を一応お願いしたわけでございますけれども、この期間内におきまして、できるだけ早く切りかえを行なうように企業を督促して、一体になって皆さんの心配をなくすように努力してまいりたいと思ひます。それから、やはり企業の工場管理をもっと徹底させるように私たちがいたしたいと思ひます。放置しておきますと、ややもすれば皆さんになります。したがって、住民の皆さんに御迷惑をおかけしないという点については、われわれも共同責任を持つておるといふ気持ちでございますから、そういう意味におきまして、われわれの責任であるという気持ちを持って一生懸命努力していきたいと思ひます。

○阿具根登君 関連したかっこうになります、

大臣に御質問いたします。先ほど三木長官の御説明でも、責任は環境庁だということを言っておられたのですが、私はどうもこれはあまり納得できないんです。予算もないし、機構も持っていない環境庁が、膨大な機構、予算を持つておる厚生省や通産省を押えていけるか、私は有名無実だと思ひます。

そこで通産省にお尋ねしたいのは、もう十四、五年にもなりましようか、水俣病ということばが言われた当時、私は社務委員長をやっておりました。そして水俣も郷里でもございまして、数回は帰って実態を見てきたわけなんです。そして熊本大学の所見もお伺いして、国会の場で論争いたしました。このとき厚生省は熊本大学の見解を肯定して、くれたわけなんです。ところが、通産省は会社側の科学者の見解を持つてきて、そして会社の代弁を通産省がやったら、今日まで長引いてきたんです。あの当時、今日のように公害で騒いでおらなかった。しかし、この公害はもう当然出ておったわけなんです。そうやって場合に、あのときに通産省が、熊本大学が出してくれた資料に基づいてこれは公害だということを言つて対策を立てておつたら、ずいぶん私は変わつておつたと思ひます。ところが、通産省は会社側の考えた方をのんでしまった。厚生省は熊本大学の考え方を一応肯定してくれました。しかし、そのままだけは進まなかつた。だから、通産省の態度が私は今日の状態を生み出しておると思ひます。その後でも三、四年前、三年前になりましたか、通産省が中へ入つて、そうして和解をさせる。この和解については一切文句言いません、提訴もいたしません、一切御一任申し上げますという白紙案を出したのは通産省なんです。だから今度は裁判に踏み切つてきた、こういうことで、通産省の姿勢が企業から離れない限りは、私は何ぼりば法律案をつくつても、あるいは環境庁に責任があると言つても、私はなくならないと思ひます。

これは中曾根通産大臣に責任があると言つてい

るわけじゃございません。当時の通産省を責めてるわけではございません。その当時はそういう機構であつたと思ひます。また、世間もそこまでこの問題について騒がなかつた。しかし私は、自分の言つた問題を議事録を見てみても残念でしやうがない。そのとき、通産省が熊本大学の出したのを資料として、これはほんとうに公害だといふ診断を下しておつたならばずいぶん変わつて、今日こういう問題は起こつておらなかつたかもしれない。あけて通産省に責任があると言つても私は過言じゃないと思ひます。だから、この責任の所在を明らかにせよということも藤田委員も追つておられます。私も追つておるけれども、環境庁長官がこの責任を持つておつしやつても、膨大な力を持つておる、予算を持つておる、機構を持つておる通産省が本気にならなければだめだと、私はこう思ひます。大臣いかがでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘の点は、通産省として大いに反省しなければならぬ点であると思ひます。公害に対する認識がまだまだ非常に不十分でございまして、疑わしきは措置する、そういう精神に欠けていたように思ひます。やはり今日の時点に立つて見ますと、これは将来われわれ戒めなければならぬことであります。疑わしきは措置するといふ精神で厚生省と一体となつてやつてみたいと思ひます。

直接、工場、会社に対する責任、監督は通産省が担当しておることですから、その点は深く戒めていきたいと思ひます。

○阿具根登君 それから別な問題だけれども、水産庁と厚生省にお尋ねいたします。

これは私陳情を受けて、まだ現地へ歸つておりません。近々現地に歸りますが、有明海は御承知のように遠浅でありまして、潮の干満の差が非常に大きいところであり、魚介類の宝庫であります。私の子供の時は、海に行つたならば貝は、自分の一家が食えるほど、自分のからだで持てないほどの貝がいつもとれたところなんです。ところが、大牟田川の汚染といふことで、汚染地域だ

という指定を受けて、その貝はとれなくなつたとれなくなつたから非常に貝が繁殖しておる。とつてもその付近の人は食ひません。買ひません。売れません。だから非常に貝が繁殖している。ところが、いつの間にか夜だれかが来て、船でその貝を多量にとつかに持つていく、こういうことなんです。そうすると、その貝はだれかが食つておるわけです。魚は遊泳しておるからなかなかむずかしいのだけれども、貝は泳いでおらないわけなんです。その貝が夜とんととられてどつかに売ればかれておる、こういう陳情を受けております。

そうすると、水産庁はこういう問題に対してどういう対策をとつておられるか、さらに厚生省は、今日こういう問題が起きておるときに、たとえば貝のつくだ煮、かん詰め、そういうものを検査されたことがあるかどうか。汚染された地域の人は食ひたくない、買ひたくない。ところが、知らないところ、その貝が大量に出回つておつて、あるいはかん詰めなりつくだ煮になつて市販されておるのではないかと、私はこう思ひます。それに対してどういふ監督をされておるか、調査をされておるか、その点を水産庁と厚生省にお伺ひいたします。

○説明員(前田健君) お答えいたします。

有明海の問題につきましては、特に水銀の問題につきましては、先般の武内教授の発表によりましてクロースアップされた問題でございます。したがって、有明海の問題は調査といふものも、いままで十分に行なわれていなかったということになるわけでございます。したがって、あの政府のいわゆる水銀汚染の対策推進会議におきましてきまつておりますように、有明海の環境調査につきましては環境庁が中心になりまして、魚介類等につきましての分野は水産庁が担当いたしました。早急に調査を開始するといふ段取りになつておるわけでございます。

なお、先生御指摘の、大牟田川の河口周辺にお

のところは漁業権が設定されておりまして、おそらく密漁船の問題かと思うわけでございます。したがって、衛生面におきましますところの禁止区域とか、または自主規制区域というものの設定がまだ行なわれていないわけでございます。漁業の問題としての密漁の問題につきましては、当然私もななり、または海上保安庁なりが取り締まらなければならぬ責任があるわけでございます。御指摘もございましたので、十分調査いたしまして善処してまいりたいと、このように考えます。

〔理事 鈴木幸弘君退席、委員長着席〕

○政府委員(松下康蔵君) ただいまのお尋ねの点、私、業務局長でございます所管でございますので、ただいま担当者をお呼びしております。間もなく参りますので、お答えをしばらく留保させていただきます。申しわけでございます。

○阿具根登君 厚生省もまだ見えておらぬ、運輸省も見えておらぬようですから、水産庁に重ねてお尋ねいたしますが、有明海全域の問題については、第三水俣病で今度問題になりまして、確かにそれから調査されておられるからまだ結論は出ておらない、私もそれは肯定いたします。しかし、大牟田川は、もう当初からこれは汚染されておるといことが言われておったわけですから、そうして、あの一番潮干狩りにいいところは、潮干狩りは禁止されておるわけですから、だれも食べないわけなんです。それで非常な繁殖をしておる。それが夜と日と船でどっかに運ばれておる。とすれば、その貝をだれか食っておることは事実なんです。わざわざ貝をとって、どっかに捨てていく人もないでしよう。だから、これは売るためでしよう。そうすると、大阪であれ東京であれ、そういう汚染された貝が加工されて国民の口に入っておらないとは断言できないわけですね。

だから、そういう汚染区域を指定されたならば、水産庁は直ちに手を打たなければならぬと私は思っております。有明海全域の問題じゃないですよ。それから水俣湾とかあるいは

大牟田河口というのは、当然いままでに調査もされておらないわけじゃないし、監督もされておらないわけじゃないわけなんです。それを全然ほうっておかれたのではないかと。ただ水俣だけが水俣病ということで非常に騒がれておるから、これはまあ相当計画されておったかもしれないけれども、この大牟田川について非常な手落ちがあつたのではないかと、現在もそういうことが繰り返されておるのではないかと。私は近々に帰りますから現場を見てみたいと思っておりますが、その点について何か対策を立てておられたのか、どうされておったのか、有明海全般の問題じゃないです。

○説明員(前田優君) お答えいたします。

大牟田の問題につきましては、いわゆる現在問題になっておりますところの宇土の日本合成の問題にいたしまして、また徳山の問題にいたしまして、岡山の問題にいたしまして、逐次いろいろなデータまたは情報によりまして、汚染の状況が明白になってきているわけですね。で、大牟田の問題につきましては、カドミウムの問題につきましてはいろいろ問題になりました過程がございまして、私も報告を受けておりますが、水銀の問題につきましては、あまり県からも実は報告を受けておりませんので、直ちに連絡して、調べまして善処したいと思っております。

○説明員(三浦大助君) ただいまの魚介類をつくだ意にして売っているというお話でございますけれども、水銀の基準値を問もなく私もきめたいと思っております。もしそういう事態があれば、この基準値に照らし合わせて立ち入り調査がございまして、それによってまた食品衛生法上との態度がございまして、もしわかりましたらひとつそれを教えていただきますと、私もものほうで手を打ちたいと思っております。近く基準値等がございまして、その基準値に基づいて指導なり監視なりするということにならうかと思っております。

○阿具根登君 つくだ意だ、かん詰めだと限定しておるわけじゃないんです。いいですね。ここは

汚染されておるからこの貝は食べちゃいけません、とつちやいけませんと言われているから、今度には取らないから貝がうんと繁殖しておる。すると、その貝を夜船でどこかに運ばれておるとするならば、あるいはそのままだで売られておるかも知れない、あるいはいつくだ意にして売られておるかも知れない、かん詰めに売られておるかも知れないけれども、この汚染されておる、汚染地域だと言われているところの魚介類がどこかに持ち去られておる、どこかで売られておるといふ現実があると、それならばそれに対する厚生省なんか基準をやらされる場合に、たとえばかん詰めの貝なら貝、どこでとれた貝かわからないうでしよう。これは水俣でとれた貝ですとか魚ですとか、有明海の魚ですとか言わないでしよう。

いま売っておるところは汚染されておらない魚です、汚染されておらない貝ですと言つて売つておるんです。これは汚染されておる貝ですと言つて売つておるところはないんです。そうすると、どこで汚染されておるかかわからないから、抜き取り検査でも何でもいから、かん詰めにしろつくだ意にしろ、大阪でつくつたにしろ東京でつくつたにしろ、そういうのも検査しなければならぬじゃないか。そうしなければ、どこから来たかかわからぬ汚染されたやつが国民の食卓に上るじゃないか、それを厚生省はどう考えておりますかという質問なんです。

○説明員(三浦大助君) そういう疑わしき事実がございまして、私も貝類を重点的に監視、指導する手段もできるわけでございます。もしそういうことがございましてたらひとつ教えていただきます。また、実際そういう汚染がありまして、今後貝類を重点にやるといふ方法もとれますので、そのように対処してまいりたいと思っております。

○阿具根登君 じゃ、もう運輸省がきょうは見えないですよ、時間もありませんからやめますが、通産省じゃないですか、通産大臣に聞いてもまずいかもしりませんけれども、水俣湾の

ヘドロでこれは運輸省のほうに一億数千万の予算がついておる。また、これは県のほうでもやるようになっておりますが、水俣湾でこれだけ汚染された湾のヘドロを一体どう処理しようとするのかという問題なんです。もしもこれを、ポンプでヘドロを引き上げるといふことになってくると、相当な騒乱が起こつてヘドロが流れて出回ると。そうしますと一部の湾は、一番汚染されておるところは埋め立てにやらない。そうすると一億や二億の金でどうにもならない。こういう問題がありまして運輸省に質問したかったのですが、きょうはどなたもおいでじゃないので、私も時間が少ないのでやめますが、通産省の所管でないから大臣に質問してもまずいでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 事務局に聞いてみましたら、汚染濃度の高い地域を埋め立てる計画をいま各省で相談している由でございます。予算が不足の場合にはこれに必要な予算を各省で措置して埋め立てを行なう、こういう方針でいる次第でございます。

○藤井恒男君 通産省にお伺いしますが、本法案の審議が始まってかなり日数になり、多くの方からいろいろ質問されておりますので、重複するものを避けて一つだけお伺いします。

それは既成化学物質ですね、既成化学物質が輸入品二千、出回っているものが七千種類というふうに聞いております。この既成化学物質の審査を行なうにあつて三年は要するであろう、これはせんだつての連合審査のときにも局長から御答弁があつたわけですね。そうしますと、特定化学物質というものに指定されたならば、その時点において疑わしきものについて回収等の措置は講ぜられるというものの、現実の問題として数年、長いので四年かかるといふことだけれども、その間にたまたま現実の問題として、いま起きておるPCBの問題あるいは水銀の問題というふうな問題が自後に発生した場合、その責任は国がとるといふことになるのかい。数年間は審査に要しておる、そうしてかりに六、七年後にいま起きておるような

問題が起きた場合、その責任の所在はどうなのか、やはり発生源たるこれは企業がそれを負担するものであるか。この法案が通った以降、それは法に基づいて特定化学物質として審査を受けておる状況、リストにも載っておる状況、その製造はまかされた、あるいは制限を受けつつもそれを製造することが許可されておるといふ状況が発生をしていくわけなんです。この辺のところを先々のことであるが、現実の問題としていまPCBの問題も起きていますから承っておきたい、どうですか。

○政府委員(齋藤太一君) 御指摘のように、既存の化学物質は約七千でございますが、全部が全部試験を要するわけではございませんで、大体過去の知見等から見まして、まあ安全であるというところが判明しているものも相当ございまして、七千のうちでおおよそ試験を要するものが四百ぐらいであるというふうに考えております。これにつきましてはなるべく、大量に現在生産、使用されているもの、一応年間千トン以上生産されているものを先に審査をしたいというふうに考えております。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたような構造から見まして、いろいろな人の健康に害を及ぼすおそれが、ほかのものに比べますとやはり危険性が高いと目されるもの、こういうものなるべく先に取り上げまして試験をしてまいりたいと考えておりますが、試験を実施いたします機関が限られております関係で、やはり全部終了しますには三、四年かかるんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。その点は極力早く進むように、予算措置をさらに来年度等も大幅にふやまして実施をするように努力したいとは考えております。

それで、この審査がまだ終わらないうちにPCB類似の問題を起した場合は国の責任いかんという御質問でございますけれども、早くその審査をしてこれを見つづけるべきであつたにもかかわらず、審査がおくれまして、そのために本法施行

後にもそういったPCB類似のものがまた出現をしたというような場合につきましては、もつと早くそういうものの審査を終わるべきであつたという意味合いでの国の行政上の怠慢等を責められると申しますか、そういう意味での行政の姿勢としての問題、批判等は出るかと存じますけれども、法律的に、国がそれで賠償の責任があるといったようなことにはならないと思っております。

○藤井恒男君 現在、実際に審査を必要とするものは、七千種類のうちまあ四百種類ぐらいだろう、その他大体知見でわかる、四百種類のうちもうさらにしぼめていけばかなり減っていくだろうというところでございしますが、現実の問題として化学工場などの実例を見ますと、それが生産されている規模の多寡にかかわらず、きわめてPCBに類似する化学物質というものは現実に多いわけですよ、触媒その他が非常に発達しておるわけで、そうだとすれば、私がいま言ったようなことは起こる可能性は十分あると思ふんですよ。そのときに、いまおっしゃる通りにこれは行政上の面から見れば企業と通産省の関係になっていくと思うのだが、行政上の面から見れば、企業としては国に責任を転嫁するという論旨は、これは私は成り立つと思ふんですよ。本法施行後の問題ですからね、だからこの辺のところはよく考えなきゃいかぬ。しかしまた一面、それをおもんばかって、疑わしきとはいうことですべてシャットアウトするということになると、これはまた化学工業界においてはいへんな混乱を招くことになる。だから一見非常に新規のものは完全に、何といひますか、輸入品であらうと何であらうと懸念をつくつて水も漏らさぬ体制という形はよくわかる。しかし同時に、既存のものというのがあるわけなんだし、しかも日々これが生産されておる、こいつがあるわけですから、この辺については非常に机上ではうまく処理されるようなプログラムが組まれているけれども、現実の問題としては非常に私にはあとに問題を残しておると思ふのです。この辺について大臣どうですか、これは重要な問題だと

私は思ふんだけれども、詰めがもう一つ足りぬのじゃないかという気がするんですよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) 藤井先生おっしゃいますように、いま既存のものの中で、ないということとは保証はできないのでありまして、あるいは少量つくられていて、使われているものの中にあるいはあるかもしれない。そういう意味をもつていろいろ検査をするわけでございますけれども、やはりPPPの原則に基づいて汚染者負担というところで、責任は、やはりそれを使つており、産出してゐる企業が責任を負うべきであつて、この点は明確にしておかなければならぬと思ひます。やっぱりつくつてゐる者が社会に責任を負うのであつて、政府は国民の名前において監督するという立場にあるわけでございますから、責任者に対してやはり責任を厳重に究明するという立場はしなくてはならぬと思ふのであります。そういうふうに企業を指導して、そして、自分でそういう責任に應ずるだけの検査なり何なりもやるべきである。国におぶさつて試験検査まで依存して、国の責任のような感じを持つこと自体が間違ひである、私はそう思ふわけでありまして、そういう精神で企業を指導していきたいと思ひます。

○藤井恒男君 いろいろ若い研究者などの話など聞いてみますと、そのことが人体に影響を及ぼすという疑いがあるにもかかわらず、その化学製品を用いておるといふことは考えていない、自信を持つておる、しかし、現実には未知の世界だから、それがやがて人体にあるいは動物等に被害を及ぼす結果になっておるんだということを、私にはある意味でわかるんですよ。そうだとすれば、いまおっしゃる点はこの筋論として私よくわかりますけれども、要はこの検査体制というものは、やはり本法施行後の問題ですから、検査体制というものをもう少し確立して、すみやかに既存物質について洗いをやるということにしなければ、問題は非常に複雑だという気がしてならないんです。もちろん私は、企業側のサイドに立つてものを言つておるんじゃないんですよ。むしろ、それ

を受ける国民の立場に立つてものを言つておるんだけれども、一面、この生産活動というものはゆるがせにできない問題でもあるという状況から、十分この検査体制の強化というものをはかつて、そして既存物質の洗いを急ぐということにしたいただかなければ困るんじゃないだろうかと思ひます。四年もかけておつたんでは、とつてもじやない、私は問題が鋭化する危険性があると思ひますので、念のために申し添えておきたいと思ひます。

それから最後に一つだけですが、それはこの本法の審査の期間中に、たまたま私も申し上げましたし、多くの方たちからも指摘された問題が凝縮して発生しておる状況があります。それは愛媛県の問題で、私も愛媛県ですからこの事件は手にとるやうにわかるんですが、住友化学の菊本製造所、これは水銀を使用しておるんですけれども、もう新聞、テレビなどで連日報道されてよく御存じのとおり、新居浜と垣生の漁業組合が、とうとうたまりかねてこの住化の排水口二本を閉鎖するという実行行使に出た。しかも、住化に出入りする船舶はそこでシャットアウトするといふ状況になっております。住化としては漁業補償はしないといふことで、この漁民に放水などをしてこれを散らす、また、海上保安署は巡視艇を出動して漁民にその封鎖解除を呼びかけ、たいへんなこれは騒動が起きています。同時に、新居浜市内にある魚の小売り業者は三日間にわたつて小売りの販売をやめた、いわゆるゼネスト、そしてその補償を住化に求めておる。これは新居浜市内、小さな漁村、工場街でございますが、たいへんな混乱におちいっておるわけなんです。大阪曹達、三津浜の三町の漁協が水銀使用の問題で一日休業して、この問題に処置しろという問題提起をしておるわけですが、新居浜の問題に限つて私お伺いするんですけれども、一つは通産省に、この住化の問題について住化をクロと見ておるのか、シロと見ておるのか、あるいはこの問題はいま

に起きた問題じゃないんだけれども、行政指導としてどうしておったかというところを聞きたいと思ひます。それから、現在この状況に照らして住化の操業はどうなつておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 住友化学の菊本製造所の件でございますが、これは水銀電解法によりまして苛性ソーダ並びに塩素を製造いたしております。今回、第三水俣病と申しますか、有明海の汚染問題が出ましたので、この際、水銀を使用する工場の総点検をいたすことにいたしました。今月中に苛性ソーダの全国の五十工場余りを全部通産省並びに県等で現地調査をすることにいたしております。この住友化学の菊本工場につきましては、現在、現地調査を実施中でございます。これはこの工場ができました以来の使いました水銀の量、それからそれがどういふふう処理されたかと、工場外にも排出されておるとすればその排出された量等々につきまして、現場に当たりまして現在調査をいたしております。まだ調査の結果が出ておりませんので、いづれ調査結果がわかりましたらこれは公表いたしたい、こういうふうを考えております。

なお、工場の指導につきましては、水銀工場につきましては、排水中から水銀が検出されないこととすることが現在の水質汚濁防止法の基準になつておりました。それに合致するように工場側としましては各種の排水の処理装置をつけまして、活性炭処理、アルキド樹脂処理、イオン交換樹脂処理、そういった樹脂等を使いまして排水中の水銀を回収をして、排水の中に一切水銀が検出されないように行なつておるはずでございます。これは県が現在水質汚濁防止法に基づきまして取り締まりの権限がございすけれども、県を取り締まりにおきましてその違反はないというふうに私どもは聞いておるところでございます。ただ、問題といたしましては、水銀のこういった水質に関します規制が始まりましたのは昭和四十四年からでございます。それ以前は何も法律

的な規制がなかったものでございます。そのころは通産省が行政指導という形で排水処理等の指導を行なつておりましたけれども、ただいまのような時代と違ひまして、水銀の危険性につきましての知見も当時はまだ鈍くございましたし、そういう意味で、これは非常に古い工場でございますので、過去におきまして、あるいは若干量外に流れおる分があるんじゃないかというふうにも懸念されますが、この点はただいま現地調査中でございます。

○藤井恒男君 時間がありませんから、私一括してあとお聞きしますけれども、この住友の問題、新居浜の問題は、先ほど私が申したように、まさに今日の凝縮された形のものだろうと思ひます。工場側は、法に照らして何ら疑わしきものはないぞ、だからわれわれが操業するのは一向差しつかえないじゃないか、補償その他一切必要な、こういう姿勢をまず持つておる。それを規制する何ものもない、まだ行政指導としても取り締まるものもない、クロカシロかの判定もできていない。ところが新居浜でとれる魚は、腰が曲がりたりした魚が現に幾らでもとれておるじゃないか、したがって、それを人は買つてくれない、漁民は食うに困る、操業できない。明らかにその周辺では菊本工場しかないじゃないか。だけれども、持つていくすべがない。したがってその補償を工場に求める、工場は払わぬと言ふ。実行使でもぶつつぶせということになる。あるいは小売り業者も店を締めてしまふ。そうすると食えぬじゃないかと、このことの持つて行き場所がない。新居浜の小さな市役所、あるいは愛媛県庁にかけ込んでどうにもならぬが、また、そのことによつて海上保安庁から巡視艇が出てきて、やめろやめろと言ふ、あるいは水をぶっかける。これは結局行政がどこにも存在しない。みんな逃げ合つて、その谷間にいる新居浜に住んでおる人たちの魚は食おうにも食えぬじゃないかと、町は騒然としておる。一体だれが悪いのだ、どうするのだということですね。これは私重大な

問題だと思ふ。こういう問題が方々に勃発していつと一体どうするのか、現実問題としてどうさばくのかということにならうと思ひます。

ところが一方、私も前にお伺ひしたように、発生源の調査は水産庁、最終処理は、排出基準は環境庁、人体にかかわる慢性毒性は厚生省、漁民の補償は水産庁、全部各省庁に分かれておることを処理している。私のところは関係ありませんよ、関係ありませんよということばかりだ。どうにも私、これは問題の持つて行き場がないということをお国民の前にさらしておるのだと思ひます。したがって、これについて漁業規制というものがここで行なわれておつたのか、今後行なうのか、あるいはこの漁民に対する補償を、いまでもやはり漁民に対して、おまえらは工場が悪いのだから工場に行けというふうな自主交渉にゆだねておるのか、それを水産庁にお伺ひしたい。

それから環境庁に、総合的な面から見てこの種の問題をどうさばくとしておるのか。これは住民との争議に関する問題だからそれは総理府に關する問題だということでは、これまた話にならぬわけなんです。環境庁としては、先ほど三木長官のお話じゃないが、総合的な対策については環境庁が責任を負うということをおつておられるわけですから、この問題をどう処理しようとしておるのか。

また、厚生省がおられたら、厚生省は、いままでこの種の魚が出回つておるといふことは公知の事実なんだが、それを、先ほどお出でになりましたように食品衛生法に照らして何らかの措置をとつておつたのかいなか、あるいは今後どうするか、これをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(前田優君) お答えいたします。

まず第一点の、規制が行なわれていたかどうかの問題ですが、先ほど厚生省のほうから御答弁がございましたように、実は水銀に關しますところの基準がまだきまつておりません。まあ近年中にきまるといふことになっております。したが

まして、個々の場所におきまます漁業者によるこの自主規制と申しますか、水産庁が行ないます行政的な面での規制というものは行なわれておりません。

それから次に、漁業補償の問題でございますが、この問題につきましては水産庁としては、先ほど御答弁したところでございすけれども、いわゆる全国の調査の一環といたしましてこの水銀につきまします調査は当然行なわなければならぬ。したがって、汚染水域がある程度明確にならなければ企業との結びつきというものがなかなか出てこないわけです。企業の側の汚染源の究明の問題につきまします。通産省は現在おやりになつておるということで、その結果との突き合わせによつて汚染源の究明ということが出てくるのではないかと、このような調査方法をとつてまいりたい、そのように考えております。

なお、現在漁業者が、あくまでもPPPの原則とはいひながら当面全然魚が売れないというところ非常に困惑されておる、また生活にも窮しておるという事態もございすので、これにつきまします、原因者が判明するまでの間、いわゆる災害補償法に準じましたところの融資を行なつて急場の救済にしたい、そのように考えております。

○説明員(太田耕三君) ただいまの御質問に對しまして、環境庁として総合的に見てどうさばくのかという御質問でございます。もうすでにいろいろ御説明があつたかと思ひますが、環境庁として総合的な対策という意味で、実は十四日、御承知のとおり水銀等汚染対策推進会議でもつて十一項目にわたる具体的な施策をきめたわけでございす。その施策の中には、ただいま水産庁から話がありましたたつた融資の問題等も含まれておるわけでございます。環境庁といたしましては、いづれにいたしましても、汚染の実態が明らかになりませんと因果関係がはっきりしないということでございます。住友の菊本付近の海域につきましても、もちろん排水口、それから回りの海の水、どう、魚等を各省並びに県と連絡して六月中旬から

しまつてからではだめなんです。また、その検査もしないで起つてからというふうなことで私はいけないと思うのです。現にこういう起つた例があるんですから、そういうことの起こらないように未然にそういうことをやめていくということが、私は国民の立場に立つた要求であり、また、国民の健康を守るという立場に立つたならば、政府としてやはりそういう方向に行政的にやっていくべきではないか、こういうふうに私は思いますので、あらためて一度伺つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういうための規制及び監視措置は政府はやっていっていると思います。私は科学技術庁長官でないで、私の立場で正確にお答えすることはちよつとまだできませんけれども、私が在職していたときには、少なくとも確実にモニタリングシステムを運用し、ともかく、法規で定められた許容量をこえていっているかどうかが、原子力潜水艦が入ってきた場合、その後後みんな調べて報告を受けておつたわけでございます。でありますから、今日も同じようにやっていると私は思います。

○須藤五郎君 これについて環境庁並びに厚生省の意見、水産庁がおつたら、こういう状態をどういうふうに処理するか何つておきます。環境庁からひとつ。

○説明員(橋本道夫君) いま先生から御質問のありました点につきましては、原子力基本法で放射性物質の問題はすべて科学技術庁の原子力行政に一元化されておりますので、科学技術庁のほうで責任を持って処理されることと環境庁のほうは解しております。なお、原子力施設の問題に関しては、環境庁の自然保護の観点から環境破壊の問題、あるいは温排水等の問題につきましては、現在、環境庁と科学技術庁のほうと連絡をとりながら密接にいたしておるところでございます。

○説明員(前田優君) 水産庁でございます。お答えいたします。

いまの先生の御指摘の点につきましては、現在まで原子力発電所等の問題につきましては、特に

水産関係に影響があるものとして温排水の問題につきましてもいろいろ検討してきたこととでございます。いまの御指摘の問題につきましては、私も詳細に承知しております。それから、沖繩県の方に照会いたしまして……

○説明員(三浦大助君) ただいまの沖繩の魚介類が放射能によつておこしているというお話でございますが、これにつきましてはまだ私もそのところについて詳しいデータが参つておりません。至急取り寄せてまして検討をさせていただきます。と思います。

なほ、科学技術庁が中心になりまして大気とか雨水、あるいは食品の調査を行なつておるわけでございますが、現在までのところ、特に食品につきましては高いものはないというふうに私も聞いておるわけでございます。しかし、原子力の平和利用の発達に伴ひまして魚介類に対する汚染というものがもし高度のおそれあるならば、私も早急に事態の把握をしなければならぬと思ひます。

○須藤五郎君 コバルト六〇は、これはやはり蓄積されていく性格のものなんです。いま法律で定めたそれよりも少ないといつても、これがだんだんと蓄積されていくというものは、これはたいへんなことなんですね。第一、それが沈んで魚介類にどんどんとコバルト六〇の被害が起つてくるというところは、常識的に考えても考えられることだと思ひます。だからいままであなたたちは、この新聞記事を見てもまだ調査してないとか何とかいうことは非常に私は怠慢だと思ひます。いまから私に指摘されて、これからそれじゃ調査してしまつていくことでは、あつたかと思ひます。やはりそれ以前にはつきり調査して、ついでに性質のものだと思ひます。何も政府がつかんでなくて、答弁することができないじゃないですか。だから、さつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それから、さつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。それから、さつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それからさつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それからさつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それからさつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それからさつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

それからさつそく調査して、責任ある態度をとるということですね、これが必要です。

ら、そんなものはもう即刻やめるといふ、そういう方向で私はいふべきだと、こう思つております。どういふふうにあなたたちは考えますか、私のこの意見に對して。

○説明員(三浦大助君) おつしやるのとおり、蓄積といふことも考えられるわけでございますが、また、放射性物質の種類によつては半減期といふものがございまして、人体に対する影響といふものは種類によつてまちまちであるわけでありまして、こゝういふ事態があれば、私も早急に事態の把握をしたいといふふうに思つております。

○須藤五郎君 あなたのほうで調査ができてないから、それ以上は追及はやめますが、こゝういふ事態があるといふことは大いに念頭に置いて、それこゝういふ事態が佐世保や横須賀にも将来は起こる可能性は十分にあるといふことを念頭に置いて、そしてそれに対する対策を立てていくといふ必要があると思ひます。私らはもちろんこゝういふ危険なものを入れるなど、アメリカの原子力潜水艦などは日本に寄港を認めるべきでないといふ、その立場に立つて私たちはこれまでずっとやってきた。今後そのために私たちは戦つてまゐるわけですが、事実を私はあなたに示していくわけですが、

それと同時に、これは復帰前の汚染は不問に付するとして通産大臣もおつしやいました。復帰前と復帰後といふのは、沖繩などは復帰前にある程度あつた。それから復帰後もまだ入つてくるわけですね、原子力潜水艦。だんだんその蓄積が高まつていくわけでしょう。その復帰前と復帰後とどこで線を引いてどこで区別をすることができるか、通産大臣、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が申し上げましたのは、規制の厳重さについて申し上げたのであります。復帰後は内地の法令が適用されますから、科学技術庁の關係法律及び政令、告示等が全部適用されて、厳重なモニタリングシステムのもとに検知が行なれておるわけですが、復帰前

は米軍が施政権をにぎつておりましたから、そういうことは日本政府としてはやれなかつたところもございまして、米国の統治側の責任者に責任があつたわけでありまして、そういう差があるといふことを申し上げたのであります。現在本土並みの厳重な検知が行なれておる、こゝういふことを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 科学技術庁はどういふふうにご考えますか。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力軍艦の放射能調査の問題でございますが、沖繩に關しましては、昨年五月十五日に一応本土復帰になつたわけでございますが、その時点におきまして私もそのほうで従来、佐世保、横須賀等において行なつておりましたと同様に、沖繩におきまして原子力潜水艦の出入港の際におきまして放射能調査という問題を私どもは行なうことにいたしましたわけでございます。それで復帰直後、四十七年の五月二十四日に、これは現状がどうなつておるかといふことで、沖繩におきまして那覇の港内、また中城湾、またハワイビーチ、勝連崎周辺といふところにおきまして非常にきめこまやかな試料の採取を行ないまして、これについての分析を行なつておるわけでございます。

先ほど先生御指摘の、新聞に最近出ました問題でございますが、これは、沖繩県がこの生活科学研究所といふところにはかの目的で御依頼をされた中に、この放射能問題が出ておるわけでございますが、本件につきましては、私どものほうからさつそくこの生活科学研究所のほうにこの照会をいたしましたところ、先方では、このデータは確かに間違つておつた、それで、大体その新聞に出ております数字も、これは私どものほうで昨年の五月に実施をいたしました数字そのものでございまして、また、これが現在この新聞に出ます過程におきまして、いろいろミスプリント等があつたために、その単位等もだいたい違つてきております。それで、この点につきましては、私どものほうにいたしましては、昨年の五月の測定の結果からい

は米軍が施政権をにぎつておりましたから、そういうことは日本政府としてはやれなかつたところもございまして、米国の統治側の責任者に責任があつたわけでありまして、そういう差があるといふことを申し上げたのであります。現在本土並みの厳重な検知が行なれておる、こゝういふことを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 科学技術庁はどういふふうにご考えますか。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力軍艦の放射能調査の問題でございますが、沖繩に關しましては、昨年五月十五日に一応本土復帰になつたわけでございますが、その時点におきまして私もそのほうで従来、佐世保、横須賀等において行なつておりましたと同様に、沖繩におきまして原子力潜水艦の出入港の際におきまして放射能調査という問題を私どもは行なうことにいたしましたわけでございます。それで復帰直後、四十七年の五月二十四日に、これは現状がどうなつておるかといふことで、沖繩におきまして那覇の港内、また中城湾、またハワイビーチ、勝連崎周辺といふところにおきまして非常にきめこまやかな試料の採取を行ないまして、これについての分析を行なつておるわけでございます。

先ほど先生御指摘の、新聞に最近出ました問題でございますが、これは、沖繩県がこの生活科学研究所といふところにはかの目的で御依頼をされた中に、この放射能問題が出ておるわけでございますが、本件につきましては、私どものほうからさつそくこの生活科学研究所のほうにこの照会をいたしましたところ、先方では、このデータは確かに間違つておつた、それで、大体その新聞に出ております数字も、これは私どものほうで昨年の五月に実施をいたしました数字そのものでございまして、また、これが現在この新聞に出ます過程におきまして、いろいろミスプリント等があつたために、その単位等もだいたい違つてきております。それで、この点につきましては、私どものほうにいたしましては、昨年の五月の測定の結果からい

は米軍が施政権をにぎつておりましたから、そういうことは日本政府としてはやれなかつたところもございまして、米国の統治側の責任者に責任があつたわけでありまして、そういう差があるといふことを申し上げたのであります。現在本土並みの厳重な検知が行なれておる、こゝういふことを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 科学技術庁はどういふふうにご考えますか。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力軍艦の放射能調査の問題でございますが、沖繩に關しましては、昨年五月十五日に一応本土復帰になつたわけでございますが、その時点におきまして私もそのほうで従来、佐世保、横須賀等において行なつておりましたと同様に、沖繩におきまして原子力潜水艦の出入港の際におきまして放射能調査という問題を私どもは行なうことにいたしましたわけでございます。それで復帰直後、四十七年の五月二十四日に、これは現状がどうなつておるかといふことで、沖繩におきまして那覇の港内、また中城湾、またハワイビーチ、勝連崎周辺といふところにおきまして非常にきめこまやかな試料の採取を行ないまして、これについての分析を行なつておるわけでございます。

○須藤五郎君 政府当局は、いつも事アメリカ軍のことに関するとそりいう答弁をなさるんですが、四十三年五月の佐世保港で異常放射能事件が起こった。アメリカ側は、決してアメリカの原子力潜水艦のためじゃないというようにまあ否定しておったですね、最初。しかし、原子力潜水艦の一次冷却水による汚染であるということがはつきりと裏づけられたわけですね。だから、そういうことが今後横須賀なり佐世保で十分起こり得る可能性はあるわけですね。だから、そういう危険なものはやめてしまえと、来るのを断われというの

はやめたらどうだと、こういう立場に立つて議論をしたつもりなんです。これ、いつまでやっておつてもだめですから、もう時間が来ますから、私はこれはこの程度でとどめますけれども、これはあらためて科学技術の特別委員会かどうかがしっかりとやってもらわなければならぬ問題だと、私はこう思っていますよ。

に該当するもの、いずれかに、シロカクロか判定するわけでございますが、もう一つ、第三号にございますように、シロともクロとも明らかでないものという三種類に判定することにいたしております。したがいまして、三カ月以内の判定は、全く安全ということが試験をしないでも明らか

○政府委員(齋藤太一君) この点の審査につきましては、過去の知見からの審査でございまして、

政府の国家賠償の問題にならうかと存じます。
○須藤五郎君 私は大臣に、そういう場合に大臣としてどういう責任をおとりになりますかという事を質問をしているんですよ。大臣どうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 試験そのものを厳重に行なうて、そういうミステークがないようにしなければならぬと思いますが、万一そういうことが起こるようなことがありましたら、その関係をさらに厳重に見きわめてみまして、どうしてそういうことが起こったか精査してみても、そして、そういうことを再び起こさないように厳重に監督していくということが必要であると思います。
○須藤五郎君 もう時間が切迫してまいりましたから、私も質問をまとめていたしますが、まあ質問は二、三削除します。

最後の質問になるわけですが、どうも政府の責任というか、私は、そういうことの万一にもないように、十分日にちをかけてやるというのが私の意見なんです。三カ月ではずさんではないかという、そういうことで私は申しておるんですが、万が一あった場合は、政府の責任は十分感じるといふ局長の意見ですね、万が一あった、そこをもう一べんはつきり言ってください。大臣の答弁じゃそこがもうやとしてるわけですから……。
○政府委員(齋藤太一君) 政府が審査をいたしまして、安全と一応判定をいたしましたものが後日安全でなかったといったような事態になりました場合には、政府としては、その判定につきまして過失があったという場合には国家賠償の責めを負うものと考えます。したがって、こういったミスがありませんように万全の審査をいたしたいと考えております。

○須藤五郎君 最後にお尋ねしますが、環境庁長官が厚生大臣や通産大臣に対して説明を求めたり意見を述べる必要があると認めるのはどのような場合か、何を根拠にあるいは何を手がかりとしてその必要ありと認めるのか、これが第一ですね。それから第二問は、環境庁長官が意見を述べる

場合、こういう意見を述べましたということを経済の民の前に同時に発表する必要があると思いが、それを発表するのかがどうか。

それから第三問は、環境庁長官の意見が厚生大臣や通産大臣に受け入れられない場合は、一体それはどうするのかという点です。

それから第四は、通産大臣は環境庁長官の意見を尊重し、受け入れるのかどうか、もし受け入れられない場合は、その理由を環境庁長官だけでなく国民の前に明らかにすべきであると思いが、それはどうするか。

この四点を質問しておきます。

○説明員(橋本道夫君) まず第一の、必要ありと認める場合はどういふ場合かということをごさいます。これは私も、この物質を今後審査することになってきますと、一体どういふような物質でどういふところに使われるものと予期しているかというこの情報をまず頭に置く必要がございします。そういう点で環境庁自身が技術的な基準をきめます。総理府令で定める条件と申しますのは、環境の中でメチル水銀のように化学的に変化をするものであるかどうかとか、あるいは幾つかの事項がございまして、そして、その条件と通産省側がテストをされますいろいろな化学的な性状、将来どういふ場合に使用されるかということとあわせて環境庁としての意見を述べるといふこととございします。そういう点で必要があると認められる場合は、先ほどのポイントと、環境庁として問題としている事項について、どのような納得がいくながあるかどうかということとございします。

それから、意見を述べるといふこととございしますが、意見を述べまして、必要があればこれは当然発表いたします。

もう一つは、長官の意見が受け入れられない場合どうするかというときとございしますが、これは、この物質の指定は政令指定でございしますから閣議にはかります。いかにしても意見が相ととのわなない場合には、閣議にはなかなか通らないとい

うことがあるわけとございしますから、政令指定の場所環境庁長官はそこに加わるというぐあいに考えております。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案によりまして、新しい化学物質の届け出がございしますと、その案件ごとに環境庁長官に写しを送付することにいたしております。その写しによりまして環境庁では環境庁として検討をしまして、安全と認めるか認めないかという点につきまして御意見があれば意見を申し出られると、こういう仕組みをとっているわけとございします。環境庁長官は、環境の保全につきまして責任をお持ちでございしますので、その環境庁長官からの御意見は通産大臣、厚生大臣がその化学物質の審査をします際に、当然、十分に尊重をいたすことに相なろうと存じます。また、その意見が食い違ひまして、通産大臣が環境庁長官の意見を受け入れられない場合はという話とございしますが、十分調整をしまして、そういうケースはまずあるまいというふうに私も考えますけれども、そういう場合には理由を公示すべきであるという御意見でございしますが、私もさように考えます。

○須藤五郎君 もう一点だけ。環境庁関係の審議官、必要があったら国民の前に発表するかどうかという御意見ですが、それはどうでも使えることばで、われわれ国民の立場、私たちの立場にとつては必要だと考えております。あなたが必要でないというので発表しないということになりますので、その場合はすべて発表するといふことが基本的な原則だと思ふのですが、どうなんですか。

○説明員(橋本道夫君) 従来、環境庁の方針は公表していくという方針でございしますので、先生のとおっしゃる方針と大きな差があるものとは考えておりません。

○委員長(佐田一郎君) 須藤君の質疑は終了いたしました。

ほかに御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

阿具根君から発言を求められておりますので、これを許します。阿具根君。

○阿具根登君 ただいま可決されました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしますと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、現在PCB等の有害物質による汚染が深刻化し、国民の生活に多大の不安を与えている実情にかんがみ、今後PCB類似の化学物質による環境汚染を絶対に生ぜしめないようにするとともに、当面の汚染問題に対処するために、次の諸点について特に火急かつ万全の措置を講ずべきである。

一、特定化学物質として指定された化学物質は、それが如何に工業原料その他に優れた化学物質であつても、生活優先、人の健康と命を守る見地から原則として製造、輸入は禁止すること。

一、既存化学物質についても、その安全性確認のため、早急に総点検を実施し、その結果、特定化学物質として指定された化学物質、あるいは特定化学物質となる疑いのある化学物

質については、環境汚染の進行を防止するため、すみやかに回収命令の発動、勧告等必要な措置を講ずること。

なお、回収命令の発動、勧告等を行なった場合は、その旨公表すること。

一、新規化学物質等の安全性を確認するために、行なう命令で定める必要な試験の項目、技術的な事項については、試験分析技術等學術の進歩に即して見直しを行なうこと。

一、化学物質の安全性を確認するための試験機関である財団法人化学検査協会の業務運営等については、同協会の公共性にかんがみ公正が確保されるよう十分指導監督を行なうとともに、その他関係試験機関を含め、試験体制の整備拡充を図ること。

一、PCB及びPCB使用製品の回収の促進を図るとともに、回収されたPCB等の管理、処理体制の整備を図ること。

一、PCB等の有害物質による水域、土壌等の汚染については、早急にその汚染源の徹底的究明をするともに、汚染源企業を公表すること。

一、汚染水域における漁獲の中止に関する指導を行なうとともに、漁獲中止に伴う漁業者および関連事業者に対する漁業補償等その救済について原因者負担の原則により適切な指導を行なうこと。

一、食品中のPCB暫定規制値の見直しを行なうとともに、未だ規制値を設けていない米、野菜等についても、早急に規制値を設け公表すること。

一、PCB等を含むヘドロの処理については、二次公害を発生させないよう万全の対策を講じつつ、しゅんせつ、密閉化等の処理を実行すること。

一、有害物質による環境汚染防止対策の実効を期するため、行政を強化拡充することともに、総合対策を推進すること。

一、現在の公害行政は、環境庁、厚生省、水産

庁、通商産業省等各省庁にわたり、その責任の所在が不明確であることにかんがみ、公害行政の責任体制を確立すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(佐田一郎君) ただいま阿具根君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、阿具根君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し中曾根通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいまの附帯決議の御趣意を体し、対策に万全を期する次第でございます。

ありがとうございます。

○委員長(佐田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、中小小売商業振興法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通産大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小小売商業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小小売商業は、全国で店舗数百九十万を数え、わが国経済においてきわめて重要な役割を果たしており、今後とも、国民生活水準の向上に伴い、その役割はますます増大するものと思わ

れます。

しかしながら、中小小売商業は、資金力の不足、経営体質の改善の遅れ等多くの問題をかかえており、さらにはわが国経済の発展に伴う人手不足の深刻化、消費者の欲求の多様化等新たな経済環境への対応を迫られております。

加えて、最近百貨店、大型スーパーとの競争が激しくなっており、また、流通部門に対する外国企業の進出が相次いで伝えられるなど中小小売商業を取り巻く環境は、一段ときびしさを増しております。

このような情勢に対処して、中小小売商業者の自主的な近代化努力を促進し、その能力を効果的に発揮できるように必要な援助を行なうことは、流通の近代化ひいてはわが国経済の発展のためにもきわめて重要な課題であります。この点に關し、昨年八月に取りまとめられた産業構造審議会流通部会第十回中間答申におきまして、中小小売商業の振興をはかるため、立法措置の検討を含め中小小売商業振興策の一その強化、拡充をはかるべきであるとの御意見をいただきました。

本法案は、この答申の内容に沿って、中小小売商業振興策を抜本的に強化、拡充するとともに、これを総合的に推進することにより、中小小売商業の振興をはかることをねらいとするものであり、その方向は、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申一七〇年代の中小企業政策審議会の企業政策の方向についての内容にも合致したものであります。法案の概要は次のとおりであります。

まず第一に、通商産業大臣は、中小小売商業の振興をはかるため、中小小売商業者に対する一般的な方針を定め、その要旨を公表することといたしております。

第二に、中小小売商業振興のため特に重要である商店街の整備の事業、中小小売商業者の店舗の共同化の事業及びボランティア・チェーン等の連鎖化事業について特別の助成制度を設けることといたしております。すなわち、それ

ぞれの事業について中小小売商業者を中心としてつくられた組合、会社などが計画を作成して、政府の認定を受けることができることといたしております。国は、認定を受けたこれらの計画の実施を促進するための特別の助成策として、金融面では、中小企業振興事業団の融資を強化、拡充するとともに、中小企業信用保険法の一部を改正して近代化保険を適用するなどの措置をとることとし、また、税制面では、租税特別措置法の定めるところにより一定の資産について特別償却をすることを認めるとともに、一定の土地について地方税法の規定による特別土地保有税の課税対象から除外することといたしております。

第三に、中小小売商業者の経営の近代化のための諸施策について規定を設けることといたしております。すなわち、国は、中小小売商業者の経営の近代化のため必要な資金の確保等につとめること、地域における小売商業の実態等を調査し、その将来の展望を明らかにするようつとめること、中小小売商業の従事者の資質の向上をはかるため研修事業の実施その他の措置を講ずるようつとめること、中小小売商業者の経営の近代化のため必要な指導及び助言を行なうこと、また、これらの施策を講ずるにあたり、小規模企業者の経営の近代化のために特別の配慮をすること等を定めております。

第四に、いわゆるフランチャイズ事業の運営の適正化をはかるための措置について規定しております。すなわち、最近発達し始めたフランチャイズ事業において、本部企業と中小小売商業者である加盟店との間で契約の内容をめぐるトラブルが生ずることを防止する必要があるため、本部企業は、加盟しようとする者に、契約に先立ち、あらかじめ、重要な契約事項を記載した書面を交付し、その内容について説明しなければならぬ旨の規定を設けるとともに、政府はこの規定に従わない本部企業に対して勧告を行なうことができるようにいたしております。

これが、この法律の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、本案については衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐野進君から説明を聴取いたします。佐野衆議院議員。

○衆議院議員(佐野進君) 中小小売商業振興法案の衆議院における修正につきまして御説明申し上げます。

修正点の第一は、振興指針に定める事項として、「中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項」を加えたこととあります。申すまでもなく、中小小売商業者はいかにして従業員を確保するかとということが、当面する重大な問題となっておりますが、これを解決して中小小売商業を魅力ある働きがいのある職場とするためには、振興指針に定める事項として、中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項を明示することが必要であると考え修正した次第であります。

修正点の第二は、「主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができ」とのこととしたこととあります。

本法におきましては、特定連鎖化事業を行なう者が、加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その者に対して、重要事項を記載した書面を交付し、説明をしなければならぬこととなっております。これに従っていないと認めるときは、主務大臣が従うべきことを勧告することとなっております。しかしながら、本部事業者が、この勧告に従わない場合も考えられますので、勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができ措置を規定することが必要であると修正した次第であります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。庄中小企業庁長官。

○政府委員(莊清君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

わが国小売業におきましては、中小小売商業が占めて大きなウェートを占めておりますが、その経営体質は、はなはだ脆弱なものであります。このため中小企業基本法第十四条においては、特に「小売商業における経営形態の近代化」を行うたつており、政府としては、これまで各般の施策を講じてきたところであります。しかし、中小小売商業の経営体質の改善をさらに強力に進めて行くためには、立法面での裏打ちが必要であり、新たに本法を制定することによって、中小小売商業に対する施策を体系的かつ強力に推進できるようにしようとするものであります。

本法案は、昨年八月の産業構造審議会第十回中間答申に提言されているところに従い、「中小小売商業者が個々それぞれに、あるいは共同して行ないつつある経営体質強化のための近代化努力に積極的な助成を行なう」とことなどを内容とするものであります。

すなわち、まず第一に、通商産業大臣は、中小小売商業者に対する振興指針を定めることとしておりますが、この振興指針は、中小小売商業者の経営の近代化の指針として策定されるものであります。その内容としては、個々の中小小売商業者の行なう経営の近代化のあり方及び中小小売商業者の事業の共同化のあり方をもとに定めることとしております。

第二に、この振興指針を受けて、その内容を総合的かつ高度に達成する事業として、商店街の整備、店舗の共同化等の高度化事業を取り上げ、その事業計画の認定等に関する規定を設けております。政府の認定を受けた計画に従って実施される高度化事業に対して、国は、必要な資金の確保等につとめることとしております。四十八年度においては、アーケード等商店街における公共性の強い共同施設や小規模小売商業者が入居者の大部分を占める共同店舗に対しては、中小企業振興事

業団から新たに融資比率八割、無利子の融資を行なうなどのほか、高度化事業に参加する個々の中小小売商業者等に対しては中小企業金融公庫及び国民金融公庫から特別の融資を行なう制度を創設してあります。そのほか、税制面では、特別償却制度の適用、特別土地保有税の適用除外、金融面では、中小企業信用保険法に基づく近代化保険の適用が認められることとなっております。

第三に、振興指針に従って経営の近代化を行なう個々の中小小売商業者に対しては、金融面で特別の助成を行なうこととしているほか、その体質改善を推進し、経営形態の近代化をはかるため、中小小売商業の従事者の資質の向上や経営の指導についても特に意を用いることとしております。

まず金融面については、高度化事業の実施以外にも中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保等につとめることとしており、このため、四十八年度においては中小企業金融公庫及び国民金融公庫の融資制度を改善し、振興指針に従って設備等の近代化をはかったり、消費者や従業員の安全のための設備等を設置する中小小売商業者に対し特別に融資を行なうこととしております。また、特に小規模の小売商業者の設備の近代化をはかるため、小売業も設備貸与制度の対象とすることとしております。さらに、四十八年度から創設することとした国民金融公庫の中小企業経営改善資金貸し付け制度も、中小小売商業者の経営の近代化を十分念頭に置いたものであります。

次に、中小小売商業の従事者の資質の向上をはかるため、研修事業の実施等の措置を講ずるようつとめることとしており、従来から中小企業振興事業団や都道府県に行なわれてきた研修事業等を拡充するほか、四十八年度から新たに日本商工会議所等の行なう小売業従事者の検定試験に対して補助金を交付することとしております。また中小小売商業者に対し、その経営の近代化に関し必要な指導、助言を行なうこととしており、四

十八年度においては特に商工会、商工会議所の経営指導員、小規模企業振興委員等の大幅増員などをはかつております。

さらに、中小小売商業者が地域条件を考慮して適切な経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売商業の実態等を調査し、その将来の展望を明らかにするようつとめることとしており、都道府県や日本商工会議所を通じて必要な調査、計画の策定を行なうこととしております。

第四に、いわゆるフランチャイズ事業の運営の適正化に関する規定を設けております。フランチャイズ事業に関する契約をめぐる本部企業、加盟店間のトラブルは、契約に不なれな中小小売商業者が、契約内容について十分な情報を得られないまま契約するため生ずることが多いといわれております。このため、本法では中小小売商業者が本部企業から契約や事業の内容に関し正確で十分な情報を得て、それを十分理解、吟味した上で契約を締結することができるよう担保し、不測の不利をこうむらないようにするものであります。なお、フランチャイズ事業については、振興指針においてその望ましいあり方を規定し、また健全なフランチャイズ事業を助成することにより、中小小売商業者の経営の近代化と流通の合理化に貢献する健全なシステムとして発展するよう指導していくことを考えております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とします。

両案についての趣旨説明はすでに聴取いたして

おりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○阿具根登君 通産大臣にお尋ねいたしますが、景気の見通しについてどういふ見通しを持っておられるか。最近における消費者物価の上昇の特にひどいことは御承知のとおりです。このまま推移するならば、今年度の物価の見通しは一〇％をこえるものと予想されております。その上、国鉄運賃、電気料金、米価、さらにきよりの新聞等では大阪瓦斯、いずれも二十数％から三〇％以上の高率の値上要求されておるようでございますが、これが実施されるとするならば完全なインフレになる、私はこう思ふんです。で、そうなるべくと、おそらく政府がとられる措置は強力な引き締め政策が行なわれるんじゃないか、こういうふうな考え。そうなるべくすれば、結局、そのしわ寄せは中小企業に寄せられて倒産が続出するのではないか、私はこういうふうな思ふんですが、今後の景気の見通しについてどういふ御見解が承りたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 景気の現状及び見通しにつきましては、公共投資、住宅建設、消費支出が引き続き高調を維持していることに加え、民間設備投資も昨年来製造業を中心としたしましてかなり回復を示し、強さを増しております。鉱工業生産指数、卸売り物価の最近の動きも依然として根強い動きを示しております。各業種の操業状況をみましても、一部の例外を除いてフル操業の状況にあります。このような情勢に対処して物価の騰勢を抑え、安定的成長を達成するよう総需要の抑制をはかるために、年初来、公定歩合の二回の引き上げ、預金準備率の三回にわたる引き上げ、窓口規制の強化、公共投資の繰り延べ、一部設備投資の繰り延べなどの諸施策を講じてきたところであります。

ドルショック当時、中小企業の倒産が心配されましたが、その当時はそれほどはございませんでしたが、ようやく倒産がふえてきたようでございます。で、これらについては十分われわれは手

当てをしていかなければならぬと思つています。経済情勢の今後の推移を正確に見きわめることはなかなかむずかしいところでございますけれども、すでに述べましたような総需要抑制策の影響、変動相場移行に伴う円高相場の影響等から、年度後半以降伸びに頭打ちが予想されるところもあります。情勢の推移を慎重に見守りながら、機動的な政策の運営を行なっていく必要がございます。

特に中小企業につきましては、このような経済全般の動向の中で、金融引き締めによる資金繰りの悪化、ドルショックによる輸出の停滞、原材料費の高騰等の影響を強く受け、経営の悪化が進むことが懸念されるところであり、今後の中小企業対策については万全を期していく次第であります。特に政府系中小企業金融機関については、今後中小企業者の借り入れ期待が大幅に増加するものと予想されますので、各金融機関の四半期別貸し出しワクの繰り上げ、補正による年間貸し出しワクの追加等の弾力的運用により適宜適切に処置してまいりたいと思ひます。

○阿具根登君 端的にそれじゃお伺いいたします。ただいま私があげました公共料金の問題、国鉄運賃は、現在国会で論争されておりますからこれはおくいたします。米価も、通産大臣の所管外でありますからおくいたしまして、現在要請されております電気料金、あるいはきよりの新聞のガス料金、相当高額の値上げが要請されておるといふことを新聞で報じておりますが、これに對してはどういふお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 四国電力及び関西電力から値上げの申請が参つております。四国電力関係は、電力関係平均二・六・九六％の改定率になります。関西電力におきましては、総合計にいたしまして約二・八・一三％の改定率の申請でございます。これらの内容につきましては、内容を厳重に検査いたしまして、法規の定むるところに従ひまして処理していきたいと思ひますが、最近の物価の情勢、あるいは社会生活の情勢等から見ま

して、政府の一般的な方針であります公共料金の抑制という精神に沿つてこの問題を処理していきたいと思ひます。

○阿具根登君 そういふ御答弁しかできないとは思ひますが、これだけの物価高で、いま国民は非常に不安な生活をしておることは御承知のとおりです。それなら、まず値上げと打たねばならぬ問題だと思ふのです。政府がまず打たねばならぬ問題は、そうしますと、一応、私も新聞で見たばかりですけれども、私は値上げに全く反対でございますが、一部の考え方として、いままで大企業あるいは企業に対して非常に優遇しておつたのを、今度はいまままでのようにはいきませんよ、やはり世論がこわいのでしょう。だから今度は企業のほうにも、うんと値上げしますよという考え方が少しは変わつてはきておるようです。しかし、この電気料金、ガス料金が上がつてくるとするならば、私はたいへんな物価高を招く、いまでさえこらうやっておるのに。だから、今日のこの状態において、大臣が、慎重にこれは検討しなければならぬ、なるべく上げたくないんだと、こうおっしゃつても、国民に与える影響というものは、大臣がここで、いや、公共料金はこの際上げることは考えておらないんだというふうなことは、たゞお答えができるならば安心するでしょう。

しかし、いまのようなお答えだつたならば、またこれは電気料金も上がつてくるか、ガスも上がつてくるか、これはもう直接生活に影響する問題です。しかも、これが中小企業に与える影響というものは相当大きなものだと考えなければならぬ。だから、まずそういう根を絶たなければ、いかにこつた法律案を出されても、私はこれは結局は同じことを繰り返していく。何とかしなければならぬ、こうすればいいんだと言ふけれども、基本になる料金がどんどん上がつていくならば、結局国民の生活を圧迫するし、中小企業の倒産も招いてくる。だから、こつた根を断たなければならぬ。その根に対して確固たる信念がないというところは、私は、どういふ法律をつくられても

結局は同じことを繰り返していく。そうして物価高にあえいでいく、中小企業を倒産に招いていく、こつた思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 電気料金が生活や物価に及ぼす影響については、われわれも非常に深い関心を持っております。申請が出たばかりでございますので、その中身をよく精査してみたいと結論はわかりませんが、その理由としてあげられてきていることが、十九年間値上げを抑制してストップしてきたと、その間にかんがりの燃料費の高騰とか、人件費の高騰とか、公害施設関係の費用の高騰とか、こういうようなことが理由にあげられておるようであります。しかし、現在の国民生活の状況あるいは電力料金等の及ぼす影響等を考へてみますと、できるだけこれを抑制するといふのはわれわれの方針でございますから、この中身をよく精査いたしまして、そうしてできるだけ抑制するという精神に沿つて努力してみたいと思つております。

○阿具根登君 それ以上のお答えは、私も大臣の立場としてはできないと、さういふふうには感じます。感じますけれども、値上げを要請する場合には、理由がなくては要請することはこれはあり得ないんです。そういうことはないんです。しかし、一番国民の生活に密着しておるこの種ガスとか電気とかいふ問題は、一番これは注意しなきゃならぬ。十九年も上げられなかった、あるいは十何年上げられなかったと言われるけれども、さういふ点においては電力なんかというのはいくぶんおつたとは思ひます。これこそ独占企業であるし、さう人件費が上がつたといつても、たいへんな人間をかかえておるというわけでもない。私は、企業としては一番恵まれている企業じゃないかと思ふ。相当な収入も現在まであった。だから、ほかの物価が上がってきた、人件費が上がつた、公害問題で手当てもせにやならぬ、あるいは施設が老朽化した、おそらくさういふ理由はあると思ふんです。それも私はさうじゃないと思ふんです。しかし、その間に今日のまでの利潤その他等

を考へてみるならば、今日のこの場合にこの料金を上げるということは、私は承服できないんです。

御承知のように、いま一番国民が心配して身近に考へてゐるのは、これ以上物価が上がるというの、これはもうインフレもはなはだしい、耐え切れないんだという気持ちで、いろんな問題にこのごろ浮き彫りされてゐるんです。とするならば、政府としては、どこにかな断固とした一本の線を示して、国民に安心感を与えなければならぬ時期が来ていると思ふんです。それに、こういう問題はやはり聞いてみなければならぬと言われる気持ちにはわかるけれども、その前に日本経済全般を考へ、国民生活全般を考へる場合に、多少の無理があつても、これはしばらく待たうということをやつていかなければ、このあと米が上がつてくるでしよう、あるいは運賃だつてこの国会でどうなるかわかりませんけれども、そうしてればもう野放しです。何ほ規制されても規制はきかないんです。どこでこの物価を歯どめするかという事になれば、おそろくこれで歯どめしなれば私はできない、こう思つてきておるわけなんです。これはもう大臣のお答えは聞いていた以外には出ないでしよから。しかし、私はこの法律を審議するにあたりまして、またその他にも私の発言の機会がありましたならば、公共料金の値上げについては、徹底的に反対して大臣の御所見を追及していきたく、かように思つております。

で、次に、わが国の中小企業は、特に輸出中小企業では、今後、将来とも私たちがどういふ考へで進んでおるにしても、日米の経済というものは、私は無視することのできない非常に大きいことだろ、かように思つております。そこで、わが国の中小企業の今後のあり方を考へますと、日米関係のあり方を抜きにしては考へられぬじゃないか、こう思ふわけなんです。

そこで、端的にお伺いしますが、日米間の貿易収支は将来とも均衡するものとして考へておられますかどうか。一応最近、電算機等の問題で通産大臣

がやられて、何か非常に明るい見通しが日米関係の経済問題にはできたというようなことは言われておりますけれども、私は、いまのままでいけばやはり慢性的に輸出の超過が続くんじやなからうか。そうすると、いまでも圧力があつておりました、今後アメリカから非関税障壁とか、課徴金とか、ドルの引き下げとかという問題が、さらにまた芽をふいてくるんじやなからうか。そうすると、結局後手後手に中小企業の対策を考へられる、こういうふうに思ひますが、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日米間の貿易につきましては、本年に入りましてから予想以上に輸出の純化、輸入の急増の傾向が見られて、日米間の貿易収支における出超額は急速かつ顕著に縮小しつつあります。本年四月の時点で、物資別見込みの積み上げにより推計したところによりますと、四十八年度の対米貿易は輸出四・五%増、輸入三・三%増で、わが国の出超額は二十五億ドル程度まで縮小すると見通されておりました。しかし、本年五月までの実績及び貿易先行指標は、従来の予想をこえるテンポで顕著なアンバランス縮小を示しております。すなわち、本年一月一五月の数値を年率に換算しますと、四十八年度の対米輸出出超額は二十億ドルをかなり下回る数字になることを示しております。これはかなり極端にいたしまして、四十八年度の対米出超額は、先ほどの二十五億ドルを下回る可能性も出てきていると考へられます。もつとも、この秋にかけまして金融の手詰まりとか、あるいは景気が下降線をたどつてきた場合に、輸出の方向にドライブが向かつてくると、この二十五億ドルを下回るといふ可能性はなくなると思ひますけれども、一月一五月の数値を年率に引き延ばして見ます限りにおいては、そういう傾向が顕著に出てきているのであります。

こういう情勢と、最近コンピューター、IC等の自由化、五月一日に一〇〇%の自由化をや、また輸入の自由化も四十九年及び五十年内にとい

うそれぞれの目標を決定いたしましたとして公表いたしましたので、アンバランスの解消と、先方は最大関心を持っておりました品物の、資本並びに輸入の自由化等によりまして、日米関係の輸出に関する重苦しい空気は解消しつつあると思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、国際経済の推移いかんによりましては、いろいろ変動の可能性もあると思ひますので、私たちは一面において中小企業に対する圧力を防除して、中小企業を健全に育成するというところに、金融やその他の面におきまして最善の努力をいたすとともに、この貿易のバランス維持、回復という点についてわれわれも努力していきたくと思つております。

○阿貝根登君 後日にいまの御答弁に対しては質問を延ばしたいと思ひます。

次に移りますが、輸出の中小企業にとりましては、為替相場の推移を抜きにしては、これは実際問題として考へられない。設備投資も事業転換のよしあしの判断もつかない。中小企業は、一刻も早く相場の安定、固定レートの復帰を願つてゐると思つておりますが、いつまで現在のような変動的な変動相場制が続くのか、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 現在の変動相場制はまだ当分続くと考へざるを得ない状態でございます。わが国をはじめ主要諸国の通貨は、すべて現在変動相場制でありまして、この中で各国が安定的な通貨制度確立のために努力はしておりますけれども、それができるまでの条件がまだ完全には整つていない状態であると思ひます。先物相場につきましては、二月一三ごろの水準に比較して、ドル・デイスカウント幅も縮小し、かなり安定的な推移を示しておりますが、欧州市場の動揺を反映して、一時的に安くなる等、必ずしも明確な見込みが立ちたい状態にありません。しかし、中小企業輸出については、中小企業製品の輸出にかかると、為替予約の円滑化のための外貨預託等を実施しております。支障を生じないようにつとめて

いるところでございます。大体円、ドルの関係に

おきましては、六月十四日の市場レートを見ますと、二百六十四円六十銭程度になつております。

○阿貝根登君 次に、先ほど申しましたが、一昨年のドル・ショックについては非常に心配をしたけれども、たいしたことはなかつたじやないかと、こういうことを言われましたが、今回のドル対策に対しては、中小企業の救済策ということは一応とられておりますけれども、いつもこれは事後対策なんです。いつも、あとからあとからなんです。結果論でそれだと言われれば論争は別にならなすけれども、しかし、もしも円の再々切り上げが行なわれるようなことがあつたらば一体どうなるか。なれてきたからいんだというもののじゃないと思ふのです。一番困るのは中小企業だと思ふのです。そういうものに対して、何かそういうような変動が起る場合は中小企業が一番しわ寄せを受けるのだから、まず、事前に中小企業を考へてみたかどうか、対策を考へたらどうか。確かに変動相場制をいま日本だけでどうせいつまでもなかなか困難でしよ、日本の経済全体を考へてみる場合も、世界の経済を抜きにして考へることはできません。しかし、日本の中小企業を考へる場合は、日本の経済の中でどう位置づけていくのか、こういう変動があつた場合に一体どう対処していくのかという事を考へなければならぬと私は思ふのです。

そこで、まあこれで終わりますけれども、この法律案を見ても、一応中小企業に対してはこれこれのことをやるんだ、こうやるんだということを書いてございます。書いてございますけれども、それについていけな中小企業はいつも倒産していき、倒れていく一番はじめの姿になつておるわけなんです。もしもこういふことで救済できない、これで立ち直りができないといつて倒産していく場合の中小企業に対する手厚い手当ては、一体どう考へておられるか、その点をお伺いして私の質問は次に譲ります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 最近の輸出関連中小企業の実態を御報告申し上げますと、主要輸出品

産地の輸出成約状況は、変動相場移行後一カ月弱経過後の時点では、大半の産地で成約が見られず、成約を見ている産地でも大幅減を訴えておりまして、三月も、総体として前年同月に比べて大きな落ち込みを示しておりますが、四月一五月には依然前年同月の水準を下回っておりますけれども、徐々に回復してきていると報告されております。

輸出関連中小企業の今後の見通しについては、前回のドル・ショック時とは異なっており、金融が引き締められている中で、輸出向け納品価格の引き上げ難や人件費、原材料価格の上昇等によって経営内容の悪化が進み、深刻な影響が出てくること懸念されております。政府としては、前回のショック時に引き続き今回も輸出関連中小企業を中心に一連の緊急対策を実施しつつありますが、今後も細心に、小まめにその動向を見守りながら万全の対策を講じていきたいと思っております。

一つのポイントは、いま御指摘になりました、ついていけない中小企業をどうするかということでありまして、この点については、現在の企業を防御するということのほか、どうしてもやむを得ず転換しなければならぬというものにつきましましては、省として指針及び指導要綱をつくりまして、各通産局より都道府県等に対してそれを示して指導しているところでございます。先般の場合の秋田のクリスマス電球とかそのほかのいろいろな先例等も研究いたしまして、やはりこれから転換すべき分野、転換する方法、それから販路や技術の指導の問題、それに伴ういろいろな金融的な措置等々につきまして、いろいろ具体的な手立てを指示しておるところでございます。

いままでの状況等から見まして、幾つかの分野がございまして、一つは環境整備需要への対応、これはスピーカー産業が医療分野へ出ていって自動血球計器に変わるとか、あるいは電気機器がガス漏れ警報機に変わるとか、あるいは洋食器がカーブミラーに変わるとか、あるいは自動車部品がごみ焼却炉に変わるとか、そういうよう

な環境整備関係に新しい需要を見つけて変わっていくということがある。

それから余暇開発需要への対応。これは手袋がボーリング場に変わったものもございまして、独立して。繊維製品がゴルフの練習場に変わるとか、洋食器がゴルフクラブに変わるとか、ゴム製品がゴルフボールに変わるとか、あるいは工芸鉄器が携帯用コンロに変わるとか、カバンが携帯用ハンガーに変わるとか、縫製品がリゾートマンションに変わるとか、竹すだれ業が大衆向けレストハウスに変わるとか、そういう例もございまして。そのほか洋食器産業がサイクリングの部品、プレス関係が花壇のさく、火鉢がガーデンウェア、ミシン部品が畜犬管理、桐ダンスが楽器、線材が園芸用ビニールハウス、こういうふうに変わった先例もございまして。

それからファッション型需要への対応といたしまして、たとえば銘仙が外衣ニットあるいは織布が外衣ニット、ケミカルシューズが高級化したくつに変わる。

そのほか住宅関連需要への対応として、人造真珠がインテリア家具、カバン地がインテリア布地、燃系がスチール家具、メリヤスがインテリア家具、ぼくくりが厨房セット、スカーフがカーテン、燃系がプレハブガレージ、プレハブトイレ、あるいはセントラルヒーティング関連機器、あるいは鋳物がアルミ鋳物の門扉、木工が家庭用浄化槽、こういうふうに変わってきているものもございまして。

いろいろな分野がございまして、これらのついていけない企業につきましては、その適正——持つておる技術能力をさらにこれを活用するという、そういう基礎がないところへにわかに変えることはいずれの場合でも非常にむずかしいようございまして。持つておる部分的な技術でもあるいは販路でも、それを根拠にいたしまして次の方向へ転換していくということとは、いままでも成功した例のようございまして、こういう面についていろいろな指導をし、また金融的な措置も大い

に見ていきたい、こう考えておるところでございます。

○阿鼻根登君 いま、まあささえ切れない中小企業がいろいろな分野に転身した問題がございまして、いまの大臣の説明を聞いておつても、いままでもやつておつた中小企業が、たとえば洋食器にしましてはもその他にしまして、ほとんど生活と密着した仕事をやつておつた人が、今度はレジャーのほうにどんどん転換していき、あるいはゴルフのボールをつくるとか、ゴルフだとか、こういうような、私はそれがあながち悪いということはいまありませんけれども、生活と密着したものについておつた中小企業が、レジャーにくつついていつてついでにけるか、私は非常に不安だと思つております。

いまやむを得ないからそうやつておるけれども、レジャーなんというのはこれは、いまから先もそれはあるでしょうけれども、余裕があつて初めてそういうことができるわけなんです。そうすると、一番弱いところにその人たちは行つていく。そうしたら必ず今度はまた転換しなければならぬようになってくる、こういうことを私は感じざるわけなんです。それで、特にまあ洋食器等は日本の中小企業の輸出の第一人者ですけれども、陶磁器なんか、今度の円の高値で上げればいぶんこれは苦勞しておるわけなんです。それじゃ陶磁器なんかというものをやつておるのを、これまたそれじゃ何というか、トイレのほうに回れとか、あるいは別のレジャーのほうに回れといつても、なかなか——私はそういうことはすべきじゃないと思ふ。これは日本の産業でありまして、今日まで長い伝統も持つておるのです。そういうものを育てていくのが私は中小企業に対する育成であつて、そういうものがレジャーのほうに転換していくということは逆コースじゃないか、こう思ふわけなんです。

それで、こういう人たちがなるべく生産を行なうんですから、生活に直結した仕事が行なうに、おくれないうちに、先の心配のないようにし

なければならぬ。まあ一部じゃ成功するでしょう。一部じゃ成功するでしょうけれども、たとえばボーリング等でも非常に勢いでボーリングはふえてきた。ところが、いまボーリングはほとんど変えねばならないようになってきている。そういう不安定なほうに指導しないように、もっと安定した、しかも国民の生活になるべく密着した産業のほうにいくようにしなければ、私はレジャーといふものはそう安定したものじゃない、かように思ふわけですが、いかがでしょうか。これで終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のとおりだろうと思ひます。ただ、転換するといふ場合を考えると、時間的な制約がございまして、いままで既存の業者のない分野へ出ていくという安易な道をどうも選びがちであります。既存の業者が地盤を張っている強いところへはなかなか出られない。だから新しい分野へ出ていく、そういうことではないという実情であらうと思ひます。われわれはいたしましては、そのことは非常な不安定な要素も含みますから、できるだけ公害とかあるいは自動車交通安全とか、そういうような安定した方向へ指導するように、できるだけ今後努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(佐田一郎君) はかに御発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後一時二十一分散会

六月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小小売商業振興法案(予備審査のための付託は四月十日)
- 一、海水淡水化法案(塩田啓典君外一名発議)
- 一、情報処理基本法案(塩田啓典君外一名発議)
- 一、情報処理振興委員会設置法案(塩田啓典君外一名発議)

中小小売商業振興法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(振興指針)

第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針(以下「振興指針」という。)を定めなければならない。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営の近代化の目標に関する事項

二 経営管理の合理化に関する事項

三 施設及び設備の近代化に関する事項

四 事業の共同化に関する事項

五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項

六 その他中小小売商業の振興のため必要な事項

項 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

第十二条 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従っていないと認めるときは、その者に對し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

海水淡水化法案

海水淡水化法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 海水淡水化基本計画(第五条—第七条)
- 第三章 海水淡水化審議会(第八条—第十二条)
- 第四章 海水淡水化事業団
- 第一節 総則(第十三条—第十九条)

第二節 役員及び職員(第二十條—第三十條)

第三節 業務(第三十一條—第三十二條)

第四節 財務及び會計(第三十三條—第四十條)

第五節 監督(第四十五條—第四十六條)

第六節 雑則(第四十七條—第五十條)

第七節 罰則(第五十一條—第五十三條)

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、都市人口の増加及び産業の開発又は発展に伴い用水を必要とする地域並びに離島その他用水の確保が困難な地域に對する豊富低廉な水の供給を確保するため、海水の淡水化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民生活の向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(国の施策) 第二条 国は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

一 海水を淡水化するために必要な装置(以下「海水淡水化装置」という。)の開発及びこれに必要な研究の推進を図ること。

二 海水淡水化装置の利用の推進を図ること。

三 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究に関する機関の整備を図ること。

四 海水の淡水化に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者の確保及び勤務条件の適正化を図ること。

五 海水の淡水化に関する情報の流通の円滑化を図ること。

六 海水の淡水化に関する技術等の国際交流の推進を図ること。

七 前各号に掲げるもののほか、海水の淡水化に関する事項

(地方公共団体の施策) 第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策

を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等) 第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な財政上、金融上及び法制上の措置を講じなければならない。

第二章 海水淡水化基本計画 (基本計画) 第五条 内閣総理大臣は、海水の淡水化に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 水の用途別の需要の見おし及び海水の淡水化による供給の目標

二 海水淡水化装置の開発の目標

三 海水淡水化装置の設置に関する事項

四 その他海水の淡水化に関する重要事項

3 基本計画は、用水の需要及び供給の動向に即するとともに、海水淡水化装置の開発等の状況を考慮して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議することともに、関係都道府県知事及び海水淡水化審議会の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条 内閣総理大臣は、用水の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(水資源開発基本計画等との調整) 第七条 水資源開発基本計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が水資源開発審議会、首都圏整備委員会、近畿圏整備審議会又は中部圏開発整備審議会と海水淡水化審議会の意見をきいて行なうものとする。

第三章 海水淡水化審議会 (海水淡水化審議会) 第八条 総理府に、附属機関として、海水淡水化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他海水の淡水化に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣に對し、意見を申し出ることができる。

第九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長が事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第十条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第十一条 審議会は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十二条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 海水淡水化事業団

第一節 総則 (設立の目的) 第十三条 海水淡水化事業団は、海水淡水化装置

の開発及びこれに必要な研究、海水の淡水化その他の業務を総合的、計画的かつ効率的に行なうことにより、第一条に規定する地域に対する海水の淡水化による豊富低廉な水の供給の確保に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第十四条 海水淡水化事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第十五条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、主務大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十六条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

4 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 事業団でない者は、海水淡水化事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法明治二十九年法律第八十九号(第九百九条) 民法明治二十九年法律第八十九号(第九百九条) 民法明治二十九年法律第八十九号(第九百九条)

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十二条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第二十五条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に

関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第三十一条 事業団は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

二 海水の淡水化を行なうこと。

三 水道事業者に対する用水の供給を行なうこと。

四 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究に必要な資金の貸付けを行なうこと。

五 前号に掲げる資金に係る債務の保証を行なうこと。

六 海水の淡水化に伴つて生ずる副産物の利用に関する研究を行なうこと。

七 前号に掲げる副産物の売渡しを行なうこと。

八 第一号及び第六号に掲げる業務に係る成果の普及を行なうこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第十三条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第三十二条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第四号及び第五号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める者に対し、その業務（前条第一項第四号及び第五号の業務を除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 財務及び会計

第三十三条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十五条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十六条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十七条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び海水淡水化債券）

第三十八条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海水淡水化債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第四十条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、主務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第四十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十二条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第四十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第四十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五節 監督

第四十五条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要を命令をすることができる。（報告及び検査）

第四十六条 主務大臣は、必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

（解散）

第四十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣及び主務省令）

第四十八条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び厚生大臣とする。

2 この法律において主務省令は、通商産業省令、厚生省令とする。

（大蔵大臣との協議）

第四十九条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項、第三十四条、第三十八条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十六条第一項又は第四十三条の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十二条又は第四十四条の規定により主務省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七節 罰則

(罰則)

第五十一条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十三条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 主務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、

この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 主務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)第八条の規定による試験研究所の所掌事務に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過規定)

第四条 この法律の施行の際現に海水淡水化事業団という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第十八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第五条 事業団の最初の事業年度は、第三十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十九年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(所得税法の一部改正)
第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

海水淡水化事業団	海水淡水化法(昭和四十八年法律第 号)
----------	---------------------

(法人税法の一部改正)
第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

海水淡水化事業団	海水淡水化法(昭和四十八年法律第 号)
----------	---------------------

(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

海水淡水化事業団	海水淡水化法(昭和四十八年法律第 号)
----------	---------------------

(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中海外技術協力事業団の項の次に次のように加える。

に次のように加える。

海水淡水化事業団	海水淡水化法(昭和四十八年法律第 号)
----------	---------------------

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「公害防止事業団」の下に、「海水淡水化事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「海水淡水化事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「宇宙開発事業団」の下に、「海水淡水化事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)
第十三条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「宇宙開発事業団」の下に、「海水淡水化事業団」を加える。

(総理府設置法の一部改正)
第十四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のように加える。

海水淡水化審議会	海水淡水化法(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
----------	--

(厚生省設置法の一部改正)
第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 海水淡水化事業団を監督すること。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十六条 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十号中ツをネとし、ソの次に次のように加える。

ツ 海水淡水化法（昭和四十八年法律第号）

（通商産業省設置法の一部改正）

第十七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。
十五 海水淡水化事業団に関する事。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度から昭和五十二年度までの五箇年間に於いて約七百五十億円を要し、昭和四十八年度においては初年度として約三十六億円の見込みである。

情報処理基本法案 情報処理基本法

目次

第一章 総則（第一条・第七条）

第二章 情報処理振興基本計画（第八条・第九条）

第三章 情報処理の振興に関する国の施策（第十条・第二十二條）

第四章 情報処理振興委員会（第二十三条・第二十五条）

第五章 補則（第二十六条・第二十七条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、情報処理の振興に関し国が講ずべき施策の基本となる事項を定めることにより、情報処理の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民福祉の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機を利用して、情報につき計算、検索その他の処理を行なうことをいう。
2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

（国の施策）

第三条 国は、この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。
一 電子計算機及び情報処理に関する技術（以下「電子計算機等に関する技術」という。）の研究及びその成果の利用の推進を図ること。
二 電子計算機の製造及び情報処理に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者（以下「研究者等」という。）の確保及び待遇の適正化を図ること。
三 電子計算機及び情報処理に関する工業標準化の推進を図ること。
四 隔地間における情報処理の円滑化を図ること。
五 電子計算機の製造及び情報処理に関する事業（以下「電子計算機の製造等に関する事業」という。）の振興を図ること。
六 電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図ること。
七 電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓蒙の推進を図ること。
八 電子計算機及び情報処理に関する知識及び技術の国際交流の推進を図ること。
九 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振興に必要な事項
第四条 国は、前条の施策を講ずるに当たつては、いさしくも国民の私生活の自由を侵害することとならないように特に配慮しなければならない。

（地方公共団体の施策）
第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策

を講ずるよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第七条 政府は、毎年、国会に、情報処理の普及及び高度化の状況並びに政府が情報処理の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、情報処理の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

（基本計画）

第二章 情報処理振興基本計画
第一節 情報処理の振興に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、情報処理の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 第一項の規定により基本計画を策定するに当たつては、あらかじめ情報処理振興委員会の議を経なければならない。

4 政府は、情報処理の普及及び高度化の状況、政府が情報処理の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定め、又は前項の規定により基本計画を修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第九条 政府は、基本計画に定める事項については、これに即して情報処理の振興に関する施策を講じなければならない。

（研究環境の整備）

第三章 情報処理の振興に関する国の施策
第十條 国は、電子計算機等に関する技術の進展に即応し、電子計算機等に関する技術の研究に必要な施設及び設備の充実に研究費の確保等研究環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（研究の効率的推進）
第十一條 国は、電子計算機等に関する技術の研究の効率的推進を図るため、適切な計画による研究の実施の推進、研究者の交流の円滑化、共同研究の推進、研究に必要な施設及び設備の共同利用の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

（研究者の創意）
第十二條 国は、前二条の施策を講ずるに当たつては、研究者の創意が十分発揮されるように配慮するものとする。

（研究成果の利用）
第十三條 国は、電子計算機等に関する技術の研究の成果の利用を図るため、企業化に必要な資金の融通の円滑化、プログラムの保護及び流通に関する制度の整備等その普及及び企業化等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究者等の確保）
第十四條 国は、研究者等を確保し、その能力の向上を図るため、教育、研修、訓練等について必要な施策を講ずるものとする。

（研究者等の待遇）
第十五條 国は、研究者等の待遇の適正が期せられるように必要な施策を講ずるものとする。

（工業標準化の推進）
第十六條 国は、電子計算機等に関する技術の進歩の状況を考慮しつつ、電子計算機の形状、構造、性能、使用方法その他電子計算機及び情報処理に関する事項についての工業標準を制定し、及び普及するのに必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たつては、同項の工業標準と国際的な工業標準との間にかい離を生じないように配慮するものとする。

（隔地間情報処理の円滑化）

第十七条 国は、隔地間における情報処理の円滑化を図るため、電子計算機に接続する電気通信回線（以下この条において「電気通信回線」という。）の利用に関する制度の整備、電気通信回線の量の増加及び質の改善、電気通信回線の利用に関する料金の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

（電子計算機の製造等に関する事業の振興）

第十八条 国は、電子計算機の製造等に関する事業の発展の状況を考慮しつつ、電子計算機の製造等に関する事業における業務の改善又は技術の向上に必要な資金の融通の円滑化を図り、電子計算機の製造等に関する事業について税制上の特別措置を講ずる等電子計算機の製造等に関する事業を振興するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、電子計算機の製造等に関する事業を営む者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（情報流通の円滑化）

第十九条 国は、電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、電子計算機及び情報処理に関する情報の処理方式の高度化等に必要な施策を講ずるものとする。

（普及啓発）

第二十条 国は、電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発を図るため、中学校及び高等学校における電子計算機及び情報処理に関する基礎的な教育の実施の推進、電子計算機及び情報処理に関する教養講座の開設の推進等必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第二十一条 国は、研究者等の交流、電子計算機及び情報処理に関する共同研究、電子計算機及び情報処理に関する情報の交換等を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

（情報処理の振興に関するその他の施策）

第二十二条 国は、前十二条の施策を講ずるほか、国及び地方公共団体の機関における情報処理の拡充を図り、電子計算機の導入に必要な資金の貸付け、電子計算機の抵当に関する制度の整備等により電子計算機の企業への導入を促進し、会社法、税法、統計法その他の法制における帳簿、書類等の作成及び保存に関する制度を整備する等情報処理の振興に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 情報処理振興委員会

（情報処理振興委員会）

第二十三条 情報処理の振興に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進と情報処理の振興に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に情報処理振興委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

第二十四条 委員会は、情報処理の振興に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第二十五条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

第五章 補則

（情報処理振興事業団）

第二十六条 政府の監督の下に、情報処理に関する事業等に対し、電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務の改善又は技術の向上に必要な資金を貸し付け、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられるプログラムを開発する等の業務を行なわせるため情報処理振興事業団を置くものとする。

2 情報処理振興事業団については、別に法律で定める。

（行政組織の整備等）

第二十七条 国及び地方公共団体は、第三条又は第五条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 情報処理基本法（昭和四十八年法律第...号）第七條に規定する報告の作成及び同法第八條に規定する基本計画の策定に関する事務の総括に関すること。

（目的及び設置）

情報処理振興委員会設置法案

情報処理振興委員会設置法

（目的及び設置）

第一条 情報処理基本法（昭和四十八年法律第...号）に基づき、情報処理の振興に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進と情報処理の振興に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に情報処理振興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、情報処理基本法第八条の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べる。

一 情報処理の振興に関する重要な政策に関すること。

二 関係行政機関の情報処理の振興に関する事務の総合調整のうち重要なものに関すること。

三 関係行政機関の情報処理の振興に関する経費の見積りに関すること。

四 電子計算機及び情報処理に関する技術に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）の大纲に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振興に関する重要事項に関すること。

興に関する重要事項に関すること。

（意見の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（資料提出の要求等）

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員の任命）

第七条 委員は、情報処理の振興に関する識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で

復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者
(委員の任期)

第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十三条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

昭和四十八年七月十二日印刷

る業務を行なうこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(参与及び専門委員)

第十四条 委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十五条 委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において総括し、及び処理する。ただし、関係行政機関の所掌に属する事項に係るものについては、内閣総理大臣官房及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(最初の委員の任期)

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年六月、他の三人については三年とする。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

昭和四十八年七月十三日発行

情報処理振興委員会

情報処理振興委員会設置法(昭和四十八年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

5 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の二の二 情報処理振興委員会の常勤の委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 情報処理振興委員会の非常勤の委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を「原子力委員会の常勤の委員」を「情報処理振興委員会の常勤の委員」に改める。

この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度において約三千万円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度において約三千万円の見込みである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B